

森町議会全員協議会

令和6年12月2日（月曜日）

開会 午前 8時59分

閉会 午後 0時46分

（町側の議題）

1. 森町国民健康保険病院・総務課
・薬剤師手当の新設について
2. 契約管理課
・町有地の売り払いについて
3. 住民生活課
・森町葬苑改修事業（実施設計）について
4. 保健福祉課・さくらの園・総務課
・社会福祉法人さわら福祉会（シャリテさわら）からの要望書について

（議会側の議題）

1. 森町議会の情報通信機器の貸与及び運用基準（案）について
2. その他

○出席議員（12名）

議長 14番 木村俊広君	副議長 1番 伊藤昇君
2番 河野文彦君	3番 高橋邦雄君
5番 山田誠君	6番 野口周治君
7番 斉藤優香君	8番 千葉圭一君
9番 佐々木修君	10番 加藤進君
12番 東隆一君	13番 松田兼宗君

○欠席議員（1名）

4番 河野淳君

○出席説明員

町長	岡嶋康輔君
副町長	長瀬賢一君
総務課長	濱野尚史君
総務課人事厚生係長	岡本久美子君
契約管理課長	山田真人君

契 約 管 理 課 課 長 補 佐 兼 管 財 係 長	菊 地 敏 之 君
保健福祉課長兼 保健センター長	宮 崎 弘 光 君
保健福祉課参事	萩 野 友 章 君
保 健 福 祉 課 福 祉 係 長	三 國 純 子 君
住 民 生 活 課 長	阿 部 泰 之 君
住 民 生 活 課 住 民 年 金 係 主 査	松 本 義 人 君
建 設 課 長	富 原 尚 史 君
建設課技術長	伊 藤 正 吾 君
国 保 病 院 経 営 企 画 総 括 監	柏 渕 茂 君
国保病院事務長	千 葉 正 一 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	小 田 桐 克 幸 君
次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	関 孝 憲 君

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しましたので、全員協議会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議題は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、森町国民健康保険病院、総務課関係の議題に入ります。

薬剤師手当の新設についてを議題とします。

千葉国保病院事務長、説明願います。

○国保病院事務長（千葉正一君） 改めましてよろしくお願いします。それでは、私のほうからご説明させていただきます。

薬剤師手当の新設についてご説明いたします。表紙をめくり、1ページを御覧ください。当院の薬剤師の在職については副薬局長1名、薬剤師1名、会計年度任用職員1名の合計3名が在籍しておりますが、副薬局長については令和6年12月15日付で退職予定であり、10月20日より有給休暇を取得しております。また、もう一名の薬剤師につきましても8月に採用となり、勤務しておりましたが、同じく12月6日付で退職予定となり、10月7日から2か月の病気休暇を取得しております。現在は薬剤師が不在の中、院長の管理下の下、会計年度任用職員1名で業務を遂行せざるを得ない状況下、院長の負担が増大しており、早急に薬剤師の確保が必要とされます。薬剤師の確保については従前より継続しておりましたが、今年8月の採用者を除き面談の申込みが数名ありましたが、採用までには至っておりません。これらの大きな要因としては、当町と民間事業者との給与水準に開きがあることと捉えており、この給与格差を改善しなければ今後の採用が見込めないと判断したことから、新たな手当の支給について提案させていただきたいと考えております。ほかの公的病院の支給額等を調査しましたが、各病院任意に定めている状況が見受けられることから、他院における支給額を参考としながら、当町としては薬剤師の国家資格取得者が調剤業務に従事したときに月額10万円を支給したいと考えております。支給要件及び支給対象者については、それぞれ資料に記載しておりますので、ご参照願います。

なお、参考資料といたしまして2ページに大学卒業後に採用された単身者をベースとした給与比較表を添付しておりますので、併せてご参照願います。

最後となりますが、本日説明いたしました手当に関しては、令和7年1月から手当を支給することとし、この手当を含めた内容で早期に募集を行いたいと考えていることから、本年12月会議において補正予算を計上させていただくとともに、森町職員の特殊勤務手当に関する条例などの改正条例を提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○3番（高橋邦雄君） すみません。今のご説明で当町と民間事業者との給与格差がある

ということなのですが、月額10万円という数字も提示しているのですが、民間事業者の給与的なものは調査した上でこの10万という数字が出たのか、あともう一点、薬剤師の募集に関しましては広報紙等の、ホームページもそうですけれども、そこを利用してなさっていると思うのですが、例えば薬科大学とか、そういうところに情報として募集という形でやった、今まで募集に関してなさったことというのはあるのですか。

○国保病院事務長（千葉正一君） まず、民間の給与の関係なのですけれども、求人サイトとか見ますとやはり民間個々によって月額給与も違いますし、各種多々いろんな手当も支給している民間業者もあるということが実態だと思います。それに対して、うちの行政職の給料表の金額ではやはり開きがあると思われました。その点も含めて、他の病院についても手当の支給額は5万円とか7万円とかまちまちな現状も見られましたので、先ほどの説明のとおり、その部分を基本として、地方ということもありますので、プラスアルファといたして、10万円というような手当の金額を計上させていただいております。

なお、薬科大学等については一応求人募集は出しておりますが、なかなかやっぱり新採ということもありますので、問合せとか今年についてはないというのが現状であります。以上です。

○3番（高橋邦雄君） 募集に関してですが、今回事情があつて2名の方が退職されるということなのですが、募集に関して出しているような状況なのですが、足を運んで例えば説明したりとか、一度そこを目指している学生さんも含めて見に来ていただいているというようなこと、活動はなさっているのですか。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

すみません。薬剤師の学校についてはまだ訪問はしておりませんが、今後その辺も対応していきたいと思います。

あと、北海道薬剤師協会のほうには去年の冬に一度事情お願いしながら、募集の経緯等を含めて訪問しているのが実態です。

以上です。

○3番（高橋邦雄君） 道内、こっち道南になると思うのですが、その医療機関とある程度パイプはかなりできていると思うのです。そこで話、協議をしながらやっぱり薬剤師不足、例えば看護師も含めてそうなのですが、そういうような場を持ちまして、医療系の職員に関して情報交換ということ今なされているのかどうか、その1点だけ。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

医療機関等の相談等については、年に2回ほど公立病院の事務長会議とかありますので、その辺を含めて情報交換と意見交換はしております。そのほかに北海道規模なのですけれども、年にこれも二、三回ほど会議がありますので、そのときは出席して、情報交換等はしておりますが、なかなか他病院から薬剤師等含めまして来てもらうという実態には至っておりません。

以上です。

○2番（河野文彦君）　今まで募集してもなかなか来てもらえなかった、選んでももらえなかったということでの今回の手当の新設ということなのですがけれども、今調剤薬局、ドラッグストアでも販売士だけではなくて、薬剤師がしっかり常駐するというスタイルになってきているので、まだまだ地方に関しては薬剤師というのはやっぱり不足感が高いのが実態かなと思っていました。そういった中で、やはり民間企業と比べると、この給与水準というのは今まで森町は低かったと。一般職と大して変わらないような形だったかなと思っている中で、私もやっぱり給与の差が大きいことがなかなか選んでももらえないことの原因かなというふうに思っていましたので、なので今回の手当の新設というのは募集して、採用に至るまでの物すごく有効な手法かなと思って見ていました。

その中で、比較表があって、薬学ですと大体6年ですから、新卒から55歳ぐらいまで例として載っているのですがけれども、僕は見ていると、これに手当入っていないです、扶養、通勤の。それが加わるとその人によって多少違いが出てくるのかもしれないけれども、まだ安いのではないかなと思っていました。見ていました。十分これでもまあまあなのですがけれども、これに手当ついてはまだ安いのではないかな、民間と比べると。民間で薬局長クラスですか、50代後半になってくるとやっぱり1,000万超えていますもの、民間でも。なので、ではいきなり1,000万というのもなかなか難しいのかもしれないのですがけれども、まずは月額10万円の手当ですか、というところでいい改正かなと思って見ていました。

その中で、やっぱり学費に物すごくお金かかるのです、薬学って。どこ行っても私立ですと年間大体200万、卒業まで1,200万、プラス仕送りだ何だってなると2,000万円以上かけて学生たちは資格取ってくるのですがけれども、なので今高橋議員からあったように、募集だとか学校訪問なんかで今後こういう体系があるよというところでよりPRしていったほうがいいと思います。もちろんすると思いますけれども。そういった中で、町長の政策の中で奨学金の返済免除、町内に勤めてくれたら。ああいうところも募集というか、学生にも耳に入るようにもっともっとPRしたほうがいいかな。プラス、あんまり差つけるのはよろしくないのかもしれないけれども、例えば医学とか薬学とかお金のかかるところは今の基準よりちょっと一ランク上げるとか、そういう方法も必要なのかなと思うのですがけれども、いかがですか。

○国保病院事務長（千葉正一君）　お答えします。

他公立病院においても、確かに河野議員さんおっしゃるとおり、奨学金制度を設立して対応している病院もあります。その辺につきましては、今回手当10万円ということを支給するということがもしもできるのであれば、まずここはこの手当の関係で募集し、今後またなかなか採用が難しいとか、そのような状況になったときには奨学金の免除といいますか、制度も考慮の一つになるのかなと思っております。

以上です。

○12番（東　隆一君）　1つだけちょっとお伺いしたいのですがけれども、先ほどの説明の中に10名ぐらい実際に応募されたみたいな、昨年度応募に来た方がいらっしゃるというよ

うなことを何か先ほど説明の中で言われていたのです。言われていない。では、実際に応募には誰も来ていないということですか。

○国保病院事務長（千葉正一君） 先ほどのご説明のとおり、ここ数年数名ほどの問合せがあったけれども、採用には至っていないという現状であります。ただ、先ほどお話ししたとおり、今年やっと8月に薬剤師の方の募集ありまして、採用になったのですけれども、諸事情により今休暇しているという状況であります。

以上です。

○12番（東 隆一君） そうなりますと、大体応募には来ているということですね、何名か。

（「若干」の声あり）

○12番（東 隆一君） 来ているということですね。ですから、来ているということは森の病院に希望して来ているということだと私は解釈しているのです。そのために、それで採用にならなかったというのが多分給与の部分が一番のネックになっていたのかなと。なおかつ森という、森の病院に応募に来ているということですから、森を希望して来ているわけです。そのときに採用に至らなかったということは、給与の部分で若干要するに民間との差があるので、採用に至らなかったというふうに私は解釈しているので、この10万円という部分だけでそれがクリアできたのかどうなのかということなのですから。

○国保病院事務長（千葉正一君） 今回手当10万円を支給して、それでクリアができるかどうかというご質問だと思います。その辺につきましては、これからもしも手当が支給されることが決定されましたら、今後これを基に募集をしていきたいと思っております。なお、退職予定であります副薬局長につきましては、森町の国保病院に勤めたいという意思もありまして、そのまんま募集して、採用になったという経緯はお聞きしております。

以上です。

○国保病院経営企画総括監（柏渕 茂君） あと1点、今事務長のほうで、そういうのは民間業者との、完全に要するにクリアできたのかという問題ですけれども、やっぱり民間業者までいってしまうと、全国レベルの会社というとなかなり高いのです。ですから、まだそこまでの要するに水準には至っていないのですけれども、まずは10万円ということで少しでも近づけるような形で募集した上で、今回ちょっとチャレンジしてみたいということでお答え申し上げます。

以上です。

○6番（野口周治君） 幾つかお尋ねします。

今現在退職者が予定されている、困っている、分かるのですけれども、過去の採用しました、退職しました、欠員になりましたって、そういう流れとしてどうなっているか。これ恐らく今の説明だと構造的に人手の確保に苦労しているのではないかと思いますので、この間何年間かどんな感じだったのかというふうな説明が欲しいです。

それから、2つ目、今までの質疑にも出ていますけれども、なぜ10万円なのか。それは、

先ほどの説明だとほかでは5万、7万ありますという説明がありました。私、手当について議論すればそうですけれども、基本的には総収入どれぐらいあるのだろうかというふうに応募する人は考えるのではないかと思います。そうすると、基本的な給与体系、これは自治体ごとに決まった、もっと言えば国の制度を頭に置いて組み立てられたものですが、給与と手当含めたところで横並びで見て、ほかの自治体との比較間でどういうふうになるのか、どこを狙おうとしているのかという、見え方としてどうなのか教えてください。

あと2つですけれども、今のほかの公立病院とのバランスもあるのですけれども、これは総務だと思いますが、薬剤師さんには10万つくのだねと、では私たちはということが同じように町の中で生まれる、私そんなものだと思うのです。それに説明することはできると思うのですけれども、その影響についてどう考えるのか。もしかすると今問題になって見えているのは薬剤師の確保の問題だけれども、そもそも行政職を採用するときに困っています、では賃金水準どうするのですかというところにつながる。今日その議論したいのではないです。でも、そういう中での内部のバランスとしてどうなのかという点でチェックされたかどうか。

それから最後、4つ目ですが、これは質問の趣旨はちょっと違いますが、支給要件の後段、月の初日から、点、点、点、なかった場合が2つ私意味が取れたので、どういうことなのかをもう一度ここだけ違う言葉で説明してもらえたらありがたいです。お願いします。

○国保病院事務長（千葉正一君） 薬剤師の在籍の状況であります。現副薬局長が採用されたのは多分2年前だと思います。そのほかにその当時も会計年度任用職員……

（「すみません。ちょっと聞こえないので、ごめんなさい、小さい声でお願いします」の声あり）

○国保病院事務長（千葉正一君） 薬剤師の採用状況なのですが、今の副薬局長につきましては今年で2年目になっております。2年前に採用になったときも会計年度任用職員1名のプラス2名体制で現在まで業務を担っていたと思います。さらに、今年の8月に、先ほどもご説明したとおり、もう一人採用になりまして、基本的にうちとしては薬剤師2名体制を目指していたと思います。過去につきましては、多分今副薬局長が就任される前も基本的には薬剤師1名プラス会計年度任用職員1名の2名体制で継続されていたと思います。

以上です。

○6番（野口周治君） ちょっと説明になっていないので、これ2問目ではないつもりですけれども、思います、思います、データがないのだったら、データを出して説明すべきだと思うのです。だって、なぜこんなことになっているかという理解なしに意思決定なんかできないです。時間軸の中でどういうことがあったのかをちゃんと説明するべきでしょう。

○総務課長（濱野尚史君） ちょっと過去のほうなので、私のほうで人事も担当していたので、私のほうからご説明させていただきます。

以前につきましては、まず薬局長と薬剤師が職員2名在職しておりました。途中また職員の在職者もいて、一時3名だったときもあるのですけれども、そんな長期間働かないうちに辞めてしまっていたというのもあって、その薬局長1名が、皆さんご承知だと思えますけれども、横領事件で懲戒免職になって、その後警察のほうに逮捕されたと。そのときにその薬局長と折が合わなかったと言ったらいいのですか、ちょっと内部でいろいろあった薬剤師も辞めてしまうことになって、その後他町からの女性の薬剤師1名採用していたのですけれども、それ以外に正職員としての薬剤師の採用がなかったので、その後大体10年弱くらいは女性の正職員の薬剤師と会計年度任用職員で業務をやっていました。その職員が今度退職するに当たって今の副薬局長が採用になって、この8月に職員として、若い職員なのですけれども、1名採用になったのですが、今の副薬局長については12月、同じく新しい薬剤師も8月に採用になったのですけれども、12月に退職するというのがここ十四、五年ですか、の薬剤師の経過になっております。

以上です。

○国保病院事務長（千葉正一君） まず、10万円なののですけれども、先ほどもご説明したとおり、支給している企業とか病院の金額を参考にして10万円としております。

以上です。

○総務課長（濱野尚史君） その他の質問事項についてお答えいたします。

まず、ほかの自治体と比べてどうなのかというところなののですけれども、私たちの給料というのは大きく2つになっています。行政職の1の給料表と医療職3という給料表のこの2つで全ての職員の給料を運用しております。ただ、大きい都市になりますと、薬剤師あたりは医療職2という給料表を用いて薬剤師の給料を決定しております。今回薬剤師不足になって、今これから早期に募集かけなければならないというときに医療職2の給料を町でも導入して、その運用でやっていくことも最初は検討いたしました。ただ、一般行政職員の給料と比べて若干高いというか、高いのですけれども、民間で、それこそ例えば個人名出すというか、企業名出すのはあれですけれども、マツモトキヨシとかだと大卒で年収大体550万とか、それくらいのところがありますので、医療職給料表の2を導入したところで到底太刀打ちできる年収ベースには到達していません。

次に、医師とかは院長が幾らとか副院長が幾らという役職で昇給もない決め打ちの給料を使っているのですけれども、薬剤師の役職に応じて給料額を決め打ちでやるという手法も考えてやりました。ただ、それもやっぱり独自の運用になってくると、さっきのほうと、10万円と同じく、何の基準で給料表を決定するかという根拠がなかなか見つけられないということもあって、それもちょっと断念したところであります。今回一般行政職員の行政職給料表の1をこれまでと同じく薬剤師には適用しますけれども、それに10万円の手当を加算するということで何とか給与を、民間との給与差を埋めていこうという形を取らせてもらいました。大きい自治体とか割と大きい病院持っているところの公立病院は、薬剤師の医療職給料表の2を使って薬剤師の給料を適用していますので、それから比べるとかな

り高くなるので、ほかの公立病院で働いている薬剤師が森町の今後の手当を新設した給料を見たときにもしかしたら来ていただける方がいるかもしれないくらいの水準にはなっているかなというふうに思っています。

次に、職員間の均衡のことについてであります。これを、月額10万円というのは私たち一般行政職からしてみると確かに高額な手当だと思います。ただ、一方で民間企業と比較とすると、先ほど河野文彦議員から言ったとおり、民間の薬局長あたりになると年収1,000万とかというところもありますし、初任給で550万とか600万というところもあります。本当はそこまで近づけて、なおかつ地方というところも考えれば、もうちょっと手当てしてもいいのかなというところも考えがなかったわけではないのですけれども、そこで考えたのはこれも職員間の均衡を考えると、やはりこれ見て分かるとおり一般行政職員、管理職でいっても大体750万くらい、薬剤師が860万、この年収の120万の差をほかの職員が不満に思うかどうかというところは、正直言って一人一人にこの手当出すことについてどうかというところについては聞いてはおりませんが、この手当を導入するに当たって病院内で不平不満は出ないのかということで、病院の中には医師はじめ看護師、それから放射線技師ですとかいろんな医療技術者、それから一般行政職員も、いろんな職種の職員おります。やはり大学卒業を4年から6年ないと薬剤師の資格を取れないということもありますし、今これだけ薬剤師がいない。薬剤師が不在ということは、院内の調剤業務は医師がやらなければ、医師の指導監督の下やらなければならないという、こういった病院の危機的な状況を考えれば、月額10万の手当を支給しても、私が病院側から聞いているのはほかからは不満は出ないだろうということでお伺いしておりますので、10万の妥当性云々かんぬんはどうかということは別にしても職員間の不平不満ですとか、そういったことについては出ないのかなって、その辺は理解を他の職員もしていただけるのかなというふうに考えております。

以上です。

(何事か言う者あり)

○6番(野口周治君) いいですか。4番目ということで、支給要件の後段。

○総務課長(濱野尚史君) 月の初日から末日まで勤務しないというこの取扱いなのですが、私たちが管理職手当もそうなのですが、例えば休暇には年次有給休暇だったり、特別休暇だったり、病気休暇だったり、いろんな休暇があります。仮に、なかなかないのですけれども、年休を取って丸々1か月勤務しなかったら、私たち管理職手当出ません。要は1か月にわたって月の初日から末日まで一日も薬剤業務というか、出勤して仕事した実績がなければ出ませんよということでご理解していただければと思います。

○国保病院経営企画総括監(柏渕 茂君) 先ほど10万円の根拠ということで総務課長からも話しされましたけれども、まず今民間の業者までいってしまうとやはり管理職となるとかかなり高い金額なのです。他の要するに職員との均衡も図っていきながらということで考えた場合に我々はやはりそこに近づけなければいけない。そして、少しでも森町に来て

いただいて、持ち出しをしないような形でやるためにはそのぐらゐの金額がやはり必要だということで、まずそこで設定してということで考えてございました。

以上です。

○1 番（伊藤 昇君） ちょっと聞きたいのですけれども、この10万円、大卒、24歳の方も、それから薬局長の方も同じなのです、手当で。この手当に関して管理するということをやっぱり管理職、薬局の薬局長さん、前、先ほど総括監も言っていたけれども、横領があったと。それというのは、やっぱり管理、監視、いろんな状況がなかったから、こういうことになっているのだと思うのです。それで、今入った方も10万円、薬局長も10万円、これの考え方がよく分からない。やっぱり責任という重みがあると思うのです、手当についても。その辺りどうなのかなというのが1つと、それから10万円にするのが、例えば医療職の給与表というのは、先ほど皆さん文句も出ないだろうって言うのだけれども、医療職は若いときは高いけれども、年齢がいくと安くなっていく。逆に一般職は安いけれども、だんだん高くなっていく、こういう構造になっているというのはご存じだと思うのです。ですから、何を言いたいかというと、給料が上がらないということは退職したときに退職手当に響いてくるのです。それから、年金に響いてくる。この辺り、手当で補完するのか、基本的な給料表をしっかりと定めて、こういう給料表になっていくのだと、高くなっていくと。生涯の賃金このくらいになりますよ、そういうふうにしていったほうが私は何かいいのではないかなと、将来的に。薬局長さん、そんなに言うのであれば、これ年間で40万くらいでしょう。四十何万かな、給料にしたら。お医者さんにしたら幾らですか。百何十万でしょう。あと、技術者って、さっき言ったけれども、文句出ないって言ったけれども、いろんな技術者いるのです。でも、給料表、それだんだん上がっていったり、下がっていったりするのだけれども、将来的に見るとやはり不満が出てくるのではないですか、これ。その辺りしっかりと、ただないだろうという話で、だろうではなくて、本当に医療職というのは大変で、雇うのも今大変な時代になってきている。看護師さんもそうかもしれないし、介護のほうもそうかもしれない。だから、やっぱりこの辺りしっかりと見定めて、どっちのほうにシフトしていったらいいのかということを私は考えるべきだと思うのですけれども、もう一点、比較検討で民間、民間って言っているけれども、同等の公立病院の給料の比較というのはないのだ、この表で。だから、どういう給与形態になっているかというのが判断できない。その辺りもしあるのだったら出してください。どれが本当に正しいというか、幾ら安いのか、だから来ないのか。手当があるからって来るのですか、そしたら。もっと高いところあったらそっち行くかもしれない。その辺りちょっとお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時33分

再開 午前 9時36分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど来伊藤議員から質問あった点について、また資料説明等々については12月会議前にしっかりと資料、それから答弁できるように準備を進めておいてもらいたいと思います。

○1 番（伊藤 昇君） 関連で、先ほど私薬局長さんの管理能力というか、いろんな部分でやっぱり差をつけたほうがいいのではないかという話をしたのです。なぜしたかという、以前に、先ほど総括監も言っていましたけれども、薬剤師の横領というのがありました、それで聞きたいのです。大分議員さんもそういうのを知らない、平成何年かの話なものですから。返還期、返還状況、今の。横領金額から幾ら返還して、今どういう状況になっているのか。それと、その対策をしっかりとするためにさっき言った私の、関連質問ですから、薬剤師の10万円、みんな一緒ではなくて、やっぱり責任のある人たちにはそういう手当が必要なのではないかと、管理する部分で。だから、そういうことからしても、今も現状危機感を持っているわけですね。財政に影響、全部返したのですか。その辺り幾らあって、幾ら返して、どのような状況になって、今はどうなっているか、それちょっと教えていただけますか。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時37分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

誰答えますか。

○国保病院事務長（千葉正一君） 申し訳ございません。今手元に資料がありませんので、この件につきましても後日ご説明させていただきます。

○1 番（伊藤 昇君） 2人に、今いろいろ薬剤師さんいるわけですがけれども、今辞めるとかいろいろありますけれども、例えば2人体制、3人体制になった場合、今院外処方していますね。これが院内で、入院患者は院内処方しているわけですから、それも全部院内で処理できるということで2名、3名体制にしたいという考え方なのでしょうか。というのは、マイナンバーの今の保険証、どういうふうになっているか、来年まで使えるとかあるのですけれども、今の保険証が。薬剤に行ってもマイナンバー出さなければ駄目だ、病院でももし機械があれば出さなければ駄目、そういう高齢者にとってすごく負担になっていることがあると思うのです。ですから、もし増やして、手当でいっぱい来て、2人でも3人でも体制が整えば、院内でそれ完結できるのですか。それだけ教えてください。

○国保病院経営企画総括監（柏渕 茂君） まず、将来的には2名体制まで要するに持っていきたいというふうに考えてございます。それで、今調剤薬局に出している部分というのは、外来の処方についてでございます。入院の処方が一般的に要するに院内の薬剤師で

やる役割なのですけれども、実際今の薬剤師というのは病棟のほうに張りついて、点滴だとか、そういった薬剤の混注という、要するになくす、薬剤を混ぜたりするのです。そういったものも今薬剤師が管理するような形になってございます。正直言って今我々のほうでは、今までずっと1名体制だったものですから、その部分については対応ができていないというような状況なのです。最終的に2名になった場合には、在庫でいろいろ問題も起きましたので、在庫状況のダブルチェックの強化ですとか、そういったことも当然やっていくのですけれども、そのほかにやはり病棟に張りついて、今ナースがやっている点滴だとかの混注という作業だとか、あと薬剤の管理、あともう一つは救急の部分の管理の強化だとか、そういったことをやらせてまいりたいというふうに考えてございますので、将来的には2名体制ということで要するにやっていくということで、先ほどマイナンバーと議員おっしゃっていたのですけれども、その関連性というのが、意味がちょっと分かりませんでした。すみません。

○1番（伊藤 昇君） マイナンバーって言ってしまったのだけれども、私の思うのは病院自体の外来の人数、外科、内科、いろいろいると思うのですけれども、それが今2人体制になって、それだけの人数になっているのか、経営上、院内で出せるような人数になっているのではないかなど。私行けば、そんなに混んでいないです。それで、なおかつ院外処方しなければ駄目だ。院内でできるのだったら、そこで完結できるわけですよね。そのメリットが何なのだろうと。それだけ本当に経営状況が、外来が多くて多くて、いるのか、その中でも今の状況、外来患者だけで把握した場合に完結できる状況なのか、その辺どうなのですか。薬剤師増えたからって患者増えるわけでもないでしょう。

○国保病院経営企画総括監（柏渕 茂君） その点についてお答えいたします。

今小さなクリニック、医院等も調剤薬局というのはついています。あれはなぜかというのと、今在宅に向けて要は24時間体制でフォローしたりだとか、そういった薬局自体の要求事項が増えてございます。ですから、今小さなクリニックも調剤薬局をつけてやっているというのは、専門的にやはりそういう部分を調剤薬局として賄っていくということで、院内で賄わなくなっているのが実態でございます。今後外来が多い、少ないということはございますけれども、そういったフォローにつきましてはやはり調剤薬局として専門に24時間体制、在宅に向かってやっていくというのが、法律的にそういうような形に移行しきさっているというのが実情でございます。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） 法律的にそういうふうになっているって、それで片づけられれば困るので、町として高齢者福祉対策という部分で、真冬のふぶいているさなか、そこに、よそに出ていって、薬もらってこなければならない年寄りいたら、その辺りあなたたちどう考えますか。病院の中で完結できたら、それで終わるではないですか。そういうことできないのですか。法律で決まっているけれども、絶対駄目なのですか。そこを教えてください。福祉対策という観点でだ、医療福祉対策で。

○国保病院経営企画総括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

議員のおっしゃっている部分、確かに表に出てという部分については、我々以外にもやっておられますけれども、絶対的に駄目なのかというと、そこら辺は調べなければ今はつきり回答することできません。ただ、今の流れからいうと、高齢者福祉の要するに在宅に向けての薬の管理という部分にかなりやっぱり重きを置いている。そういった形で要するに調剤薬局として別に対応しているというのが実情だということで、そこはちょっとご理解いただければと思います。

以上です。

（「在宅というのがよく分かんない」の声あり）

○国保病院経営企画総括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

在宅というのは、家にいて、なかなかやはり、要は病院に来れる方々はいいいのですけれども、来れない方々もいます。そういう方々の、ご老人でなかなか来れないといった方々をフォローするような体制になってきているのです。ですから、病院から薬局に行くというよりも薬局が要するに在宅のほうに向けてフォローしていく体制になっているというのが今の実情でございます。

以上です。

○1 番（伊藤 昇君） そういう詭弁で言っているけれども、実際問題国保病院でどうしていますか、そしたら。私電話したときにどうしても行けないから薬出してほしい、お医者さんは出していい、看護師さん駄目だって言う。それで在宅になるのですか。行けない年寄りいるではないですか。それでも本人来なければ駄目だってあなたたちが言っているのでしょうか。私は、実際そうやってもらえなかったから。それをお医者さんは話して、私にできるのだけれども、間違えましたって言ったでしょう。そういう詭弁みたいな話ばかりしないで、実情はそういうことになっていないのだから。そしたら、それ言ってください。電話で薬出しますか、そしたら。処方しなかったら薬出せないでしょう、お医者さんが。やっていないでしょう。それどうですか。はっきりさせてください、そしたら。

○国保病院経営企画総括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

誤解のないように、薬に関しましては、議員おっしゃっているとおり、この間議員がおっしゃっていることに対してうちのナースと受付のほうと先生の違いがあったということで、これについては議員にご説明しましたがけれども、今その要するに説明のアンバランスがないような形でルールをきちっと決めた上で、それ統一を図りますということでお話ししているとおりでございます。ですから、あくまでも電話で要するに薬をやるということは、今原則それはできないということになってきているのです。ですから、何でも全てが便利ということで要するにやっている、できるサービスと原則やはり受診しなければ薬が出せないというルールは、またちょっとそれ違うと僕は考えてございます。そこら辺のところ我々も法律にのっとってやはりそこやっていかないと駄目なものですから、あともしくは要するに当然行政、保健所からの指導ということもございます。そういったことの

中で運営していく形になりますので、全てが万能で、要するにご希望に添えるという形ではないということで、そこはちょっとご理解いただければなと思っています。なるべく、ただ我々のほうは議員の、町民の皆さんのご希望に添えるような形でご相談ございましたら中で検討してまいりますので、そういったことについては随時また言っていただければ、我々のほうで検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 先ほども足りなかった資料は後で提出してくれるって言われたので、その中でやはり給料差を縮めても採用に至らなかった場合の次の手ということも考えなくてはならないと思うので、ほかの町立病院の取っている、確保されている方法とかも併せてどういう違いが森町とはあるのかというのをちょっと調べていただきたいと思うのと、あと先ほど総括監が言われましたこれから薬剤師2名を確保すると病棟や救急対応ということは、24時間ということ、これから勤務体制も変わってくるということを示唆しているのか、その辺りが、救急隊を本当にしていくのかというところがちょっと分からないと思ったので、お願いします。

○国保病院経営企画総括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

ほかの要するに町の募集条件だとか、そういうものはまた別途ご提示させていただきます。

それで、先ほど言ったのは、病棟のほうで点滴や混注するといっても日勤帯の中でやるような形になります。あと、救急というのは救急の薬剤の管理をもっと徹底してできるような形にしていくということになりますので、あくまでも要は24時間体制ではなくて、日勤帯の中でそういった業務を要するにこなしていくという形になります。

以上です。

○7番（斉藤優香君） では、今まではそれができていなかったということになりますか。

○国保病院経営企画総括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

今までは、ナースのほうがそういう仕事をしていたのです。ただし、今の国の方針だとかということになりますと、やはり薬剤を扱ったりするのはできれば専門的な薬剤師がいだろう、点滴も混注したりするのもいだろうということで、指導はそういう形になっているのですけれども、我々のほうでまだその人数が足りていないので、そこまで要するに手が回っていないというのが実情です。ですから、これから1名から2名というふうになった場合には、1名は入院の薬、あと1名を病棟の先ほど言った薬剤の管理だとか点滴剤の混注ですとか、そういった仕事を、今までできていなかった仕事をまたさらに今の時代に合わせて要するにやっていけるようにしていくということでございます。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 今までも会計年度任用職員とかを用いながら2名体制でやってきた中でもそれはできないけれども、今度2名、同じ人数でやっていけるという形ですか。それとも、やはりそういうのをやっていくのであれば募集は3人かけていくとかという、

そういうことも考えはないということですか。

○国保病院経営企画総括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

今のところ、誤解があれば困りますけれども、薬剤師が2名とプラス会計任用職員、これが要するにうちの必要数でございます。それで、今まで実際問題として薬剤師1名の会計任用職員1名という形で、人が来ないものですから、業務をせざるを得なかった。そして、今後要するにでは2名体制になるとどうなのだって、どういうことがあるのだということで、先ほど外来が減っている中でということで話したのですけれども、外来についての調剤というのは今調剤薬局に委ねるのが、うちの病院は委ねるという形になってございます。それで、2名の薬剤師の仕事ってでは何になるのだということでいった場合に入院の薬の調剤関係やっていく、あともう一名については病棟のほうに要するに出向いていて、点滴剤の混注ですとか、そういうことをやっていく、それプラス救急カートの管理ですとか薬の補充ですとか、そういったものも今どちらかというと、薬剤師の人数が少ないものですから、看護師がやらざるを得ないのです。その部分を本来薬を扱う薬剤師のほうに委ねていくという形で進めたいということでございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で薬剤師手当の新設についてを終わります。

説明員交代のため10時5分まで暫時休憩します。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時03分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、契約管理課関係の議題に入ります。

町有地の売払いについてを議題とします。

山田契約管理課長、説明願います。

○契約管理課長（山田真人君） それでは、よろしくお願いいたします。町有地の売払いについて資料に沿って説明いたします。

現在契約管理課では、町有地の売却を検討しております。売却を予定している土地の所在は、七飯町字本町4丁目183番6及び同番7の2筆でございます。地目は2筆とも宅地、地籍は183番6が217.79平米、183番7が217.5平米です。土地の具体的な場所でございますが、資料の位置図に示しております。少し見づらいと思いますけれども、国道5号と七飯町役場入り口の交差点を西に約200メートルの場所に位置しております。土地の形状や現況は、資料右側の地番連絡図及び現況写真のとおりです。

次に、売却方法についてですが、当該土地2筆を一括で一般競争入札により売却しよう

と考えております。売却価格は、不動産鑑定価格を基準として定めます。売払いの入札案件ですので、入札告示の時点で予定価格を公表いたします。

最後に、その他といたしまして、このたびの土地売払いに関しましては地籍が5,000平米未満となりますので、財産の処分に係る議会の議決は必要としませんので、その旨報告いたします。

説明は以上です。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○8番（千葉圭一君） すみません。1つお聞きしたいのですけれども、今回この土地を売却するに至った理由って何かあるのかなと思ひまして。

それと、もう一つが、この売却価格というのが不動産鑑定価格を基準とするというのは、大体幾らぐらいを基準にしているのかもしれない、教えていただきたいと思います。

○契約管理課長（山田真人君） まず、この土地を売却する理由でございますけれども、町のほうで今所有している公用に使わない財産、普通財産たる土地を結構な数有しております、やはり所管事務調査等々でもそういった土地、売れるものであれば売っていきなさいということで、契約管理課としてもそういった方向性で今仕事を進めている途中でございます。町外の土地ということもございまして、御覧のとおりこれ町の本当の市街地のど真ん中で、やはり一番売れやすい土地ではないかと判断したところです。

あと、価格のほうなのですが、昨年度予算いただいて、もう不動産鑑定価格のほう出ております。不動産鑑定価格というのは、やはり町の土地を売るときにこの価格によりなさいという基準が幾つかございますけれども、その中の一つの基準でございまして、今回は不動産鑑定価格を基準に価格を定めるということになりますので、これが公表時点で最低売却価格ということになります。詳細な価格のほうにつきましては、公表前でございますので、ちょっとご勘弁願いたいと思います。

以上です。

○6番（野口周治君） 議会側の手続の問題なのかもしれませんが、議決は必要ではないけれども、説明するというのはなぜ説明するのですしたっけ、ここで。何でも説明しなければいけないのかなと思った。すみません。お尋ねします。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

今回の土地売却は、一般競争入札により行います。それで、森町普通財産の売払いに関する取扱要綱、この第3条において一般競争入札で普通財産を売り払う場合は議決を要す、要しないにかかわらず議会、全員協議会において報告、協議しなければならない、そういう定めでございますので、これにのっとって報告させていただきました。

○2番（河野文彦君） これ、この土地ってグリーンピア絡みの土地ですよ、もともと。町として七飯町の町内にぽつんと町有地があっても、正直町としての活用というのはなかなか見込めない中での売却というところだったと思います。私は、売却することに関しては全然いいことというか、進めても構わないのではないかなというふうに思っ

た。売却価格のほうもきっちり鑑定してもらって、最低価格が決まってる売却になっていくであろうというふうに思うのですけれども、そういった中でちょっと何点か聞きたいのですけれども、今までこの土地を欲しいというような不動産業者なり、そういう何か情報というのがあったのか、今までというのと、一応5,000平米以下だからあれだけれども、700万以上で売れてしまった場合は議会の議決を要するというような記載になっているので、もしこれが700万以上になったら議会にかかってくるのかなというふうに思っていました。それで、今2筆あるのですけれども、1筆700万以上で議決を要するになるのか、合計で、今回2筆売ることになっているので、これ別々ですよ、入札。1筆当たり700万以上なのか、それとも合計で700万以上で議会の議決になるのか、ちょっとそこ教えていただけますか。

○契約管理課長（山田真人君） まず、この土地の購入希望といえますか、そういう申出あったかということですが、ちょっと詳細な時期は私失念してしまったのですが、電話で函館市内の不動産屋から森町役場で七飯町のこの土地を持っているのだけれども、売却する意思はないのだろうかというような問合せを2件くらいだったと思うのですけれども、受けたことはあります。

それとあと、700万以上の議決の関係なのですけれども、確かに財産の取得又は処分に関する条例の中で予定価格700万以上の不動産または動産の買入れまたは売払いについては議決を要すとなっておりますが、括弧書きで土地については1件5,000平方メートル以上のものに限るということになっておりますので、売却価格が700万、あるいは予定価格が700万を超えても地籍の要件がこれを超えていかないと議決は要さないということになります。

あと、1筆、2筆のくくりでございますが、今回は2筆を一括して売り払おうとしております。このような場合、あくまでも法律の書き方は1件という書き方しておりますので、1契約というか、入札の平米数、あと金額で判断すべきなのかなという認識でございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で町有地の売払いについてを終わります。

説明員交代のため暫時休憩します。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、住民生活課関係の議題に入ります。

森町葬苑改修事業（実施設計）についてを議題とします。

阿部住民生活課課長、説明願います。

○住民生活課長（阿部泰之君） それでは、森町葬苑改修事業について説明いたします。

資料に沿って説明いたしますので、ご参照願います。まず、当該事業の目的につきましては、当葬苑で昨年の10月16日に火災が発生しました。その後消防本部で出火原因を調査しましたが、原因は不明とのことで報告がありました。そのため、復旧するにしても原状の回復工事のみでは再度火災の懸念があるため、火葬設備を含む改修工事を行うものです。また、建設から44年経過している火葬場の施設の改修工事を行うには、現在の基準にのっとった建物及び設備の大規模な改修が必要となるため、現在調査設計業務を実施しております。あわせて、今回実施設計の業務を行うものです。

続きまして、建物の概要については記載のとおりでございます。

続きまして、建物等の主な変更点についてですが、2ページ以降の配置図、既存平面図、改修平面図、改修立面計画図案に沿って説明いたしますので、ご参照願います。まず、建設の増設については3ページの既存平面図と4ページの改修平面図を見比べると分かると思いますが、建物中央部と右側の奥の部分が増設となります。増設の理由としましては、右側の部分については火葬炉設備の改修に伴い火葬炉設備が大型化しているためです。また、この部分については2階建てとなります。

続きまして、中央部分の増設については誰でもトイレの新設、それとトイレを使いやすくするために現状よりも広くしたため、今回この部分の増設をするものです。また、既存建物の中央部分には、トイレと事務室がありました。事務室は使用頻度から今回撤去することにし、待合室にあった給湯室、あと職員用の更衣室、あと清掃用具などを納入する物入れをこの場所に設置しています。また、建物左側の待合室ですが、待合室、待合ホール1と2に分けております。入り口も完全に分けていますので、時間が同じになっても利用者としては気兼ねなく利用できるのかなと思っております。また、1家族しか使用しないときは中央の壁を動かして、広く使うこともできます。さらに、既存の畳部屋については現状の使用頻度を考えまして、現状15畳くらいあったのですけれども、それを4畳半に縮小しております。あと、建物の入り口のポーチの部分、大型バスでも通れるように現状よりも高くして、幅も広くしております。

続きまして、2ページ目の配置図のほうをご参照願います。駐車場と前庭があったのですけれども、配置図のとおり前庭をなくして、全て駐車場にする予定となっております。

今後の予定についてなのですが、今回実施設計業務を12月議会で予算計上して、繰越しをして、同事業を令和7年度5月くらいまでに完了し、令和7年度で改修工事を完成させ、8年度から施設の利用を開始していく予定となっております。なお、当該施設の休止のため町民の皆様にご不便をかけておりますので、一日も早く再開できるように今後も取り組んでいきたいと思っております。

説明は以上です。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○5番（山田 誠君） 前に、この事業目的のところで火災の発生原因が分からないと。

私が言ったのは、消防だとか警察で調査しても特殊な建物だから分からないから、専門屋さん、火葬場を建てる専門工事屋さんに検査してもらいなさいって言ったのだけれども、全然その結果が出てこない。分からないでしょう。それ言ってあるのだ、ちゃんと。でないと、いろんな住民の方々からの話を聞きますと、炉からも火が出ていると。前から出ているのだって。今々出たのでないのだから、いろんな話があるわけ。だから、消防だとか警察がやったってプロでないのだから、建物を建てた方々から聞いて、原因が何かということ把握しなさいということ言ったのだけれども、全然やっていない。

それと、この完成が令和8年になっているけれども、これ少し時間かかり過ぎないか。火災が令和5年だ。3年も4年もかかるわけだ。それで、私心配しているのは、今砂原の火葬場を使用していると思うのだけれども、あまり回数が多くなると今度は逆に砂原のほうに損傷する、いかれてくるということになれば、その間、完成する間近隣町村、七飯に行くのか八雲に行くのか分からないけれども、行った場合にそれらの経費を誰持つの。町で持つのかい。そういうことも考えて、きちっと早めに使えるような政策を取るようにしてください。

以上。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

まず、1点目の原因の関係なのですけれども、専門家というか、ふだん保守業務をやっている業者等にも確認はしています。そういう業者でもやっぱりはっきりした原因は分からないということでした。

続きまして、完成が遅いということだったのですけれども、どうしても町の施設であります。法令にのっとって順番にやっていると、どうしてもこの期間になってしまうと思いますけれども、議員おっしゃられたとおり、一日でも早く完成、そして業務ができるようにしていきたいと思っております。

また、砂原のほうの斎場につきましても、必ず年間保守業務やっております。何か故障等々があったらすぐ点検に来るような体制になっていますので、機械でありますので、いつどうなるかというのは分かりませんが、細心の注意はしていきたいと思っております。

またあと、全く動かなくなった場合とか近隣に行った場合とかというのは、そこはないことを祈っておりますけれども、万が一なった場合には早急に対応のほうしていきたいと思っております。

以上です。

○5番（山田 誠君） 地元の方々、また使用した方々の話聞くと、随分時間かかるのだなと苦情が満タンです。町民のそういう法がどうのこうのって、そんなの関係ないわけだから、早めにできるようなスタイルをこれを取って、8年度、早々でもいいですから、早めに使用可能なスタイルを取らないと、これまた大変なことになると思う。その辺だけ十分気をつけてやっていただきたいなというふうに思っております。

それから、一番最初に言った原因が分からないというのは、これうそだと思うのだ。分かっているはずだ。証人連れてくるか。証人の方連れてくるか。だから、やっぱりきちっとこういうものは早めに、専門屋でも駄目、分からないのだって。消防士だとか警察だつて分からない。専門の建てた者からどこからどうなって、どうなったかということちゃんと知っているわけだから。本災が起きる前から分かっているのだ、なっているということ。そういうことを町の職員も分からないというばかな話ないのだ。話を聞いていると思うのだけれども、その面も含めて施設の管理等はきちんとやっていただきたいと。

以上。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

工事の完成については、繰り返しになりますけれども、一日でも早く完成するようにしていきたいと思います。

またあと、火災の原因については消防等々ではっきり分からないって言っていますので、そこはちょっと消防がやっぱり一番の専門となり得るところなので、そこは原因が分からないということで私たちも理解しております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 山田議員のほうからその部分に関して隠蔽があるのではないかなというようなニュアンスの発言がありましたけれども、そういうことは一切ないということによろしいですね。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

一切ございません。

○1 番（伊藤 昇君） ちょっとお聞きします。

火葬炉の先ほども原因が分からない。点検いろいろしている中で、毎年。そして、分らなかったと。今回改修、設備工事をするのだと。そしたら、同じく原因がまた分からなくなるのではないかなという危惧があるのです。毎年そうやって検査して、点検をしてやっているのに結果的に原因が分からないって、これで済ませているわけ。改修をしなければいけない、こういう話ですよ。今回こういう主要な改正というか、拡大したいだとか設備をもっと増やしたいということをしなくて、火葬炉の整備、これだけに主眼を置いて一生懸命やったら、原因分からないのだから、やっていたらもうできているのではないかなって私は思うのです。先ほど山田議員さんのほうからもあったけれども、町民の人、不満いっぱいです。だから、早くやってほしいのだというような声も来ています。でも、やらないで、駐車場増やすだの、何を増やすだの、全体的に改修やろうという考えで長くしているわけだ。だけれども、町民の人は何が必要だというと、やはり最終的なところが必要で、今までどおり使えればいい、一刻も早くという要望なのです。だから、こういうことができるのであれば、ここに集中して、もっと早くできたのではないかと私は普通考えたと思うのだけれども、一点集中で、そこを改修するのだということで考えれば、本当に1年も前にできているのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

こちらの資料にも書いているのですが、まずこの建物が相当古いということで、一部でも建物に改修が発生すると現在の建物の基準に合わせなければならないということがあります。そのため、今回調査でまず耐震があるのかどうか等々も調査しております。そういうこともあって、耐震もありますし、あと様々、ちょっと古い建物なので、当時はよかったのかもしれないですが、今の建築基準法でいくとまずいものも結構あるということが予測されたものですから、今回調査をしながらこういう大型の工事になっております。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） いやいや、まだ1問目で、火葬炉に集中して整備をするといったらどうだったのですかという話を。

○住民生活課長（阿部泰之君） それで、現在の火葬炉と今これから直す火葬炉は、大きき的にも大分違います。そして、機能も違います。もともとあった火葬炉の今の基準でいくと、ちょっと煙突の長さだとか、そういったもので基準に合っておりません。今の基準に合わせるとしたら、どうしても今図面にあるとおり大型の火葬炉が必要になります。そうすると、建物のほうも改修しなければ改修できませんので、このような形となっております。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） 今の発言でいくと、いろんな基準に合致しないから、改修していききたいのだと。もっといいものにしていききたいのだという考え方は分かるのです。でも、町民の人は何が必要かということを考えると、亡くなったときに火葬場に、森に行きたい。通常どおり火葬していただきたい、これが主眼なのです。だから、火葬が基準に合わなくて、いいものにしたい、だからついでにこうしていききたい、そういうことを望んでいるのだろうか、本当に。今、明日にでもそういう状況になるわけです、どこかの家庭で。そのときに森に行きたい。普通にあるのだから。俺そういうことだと思うのですが、それって課長でいいのかな。

（何事か言う者あり）

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時30分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

当然議員おっしゃるとおり、当町としても一日でも早くまず再開するというのは基本にありました。基本にあったのですが、先ほどからも説明しているとおり、どうして

も建物等々一部改修だとかってなると、現在の基準に合わせたものでないと法的にまずいものですから、どうしてもこういった工事になってしまうということです。

以上です。

○1 番（伊藤 昇君） 先ほどから基準に合わないとか古いとか老朽化しているとか、そういう話はあるのだけれども、それって点検で分かっていますよね。検査だとか点検だとか、火葬炉見て。それから、設備についてもそうですよね。なぜそういう話が計画の中に出てこなかった。やろうという計画が3年も4年も前にあったのであれば分かる。だけれども、こうなったからこういうふうにしたい、だけれども計画書何もないではないですか、町の姿勢として。そういう老朽化して古くなった施設を使わせていたのだ。それって非常に危険なことですよね。そういうことが分かっているのに整備をしなかった。どうしてしなかった。どうして予算化しなかった、設計をしなかったのか、そこ俺理解できない。だから、今は古くなったからやる、やるってただ理屈を並べているだけなのだけれども、もともと分かっているのでしょうという、何年も前に。そのときに提案したり、予算化したり、計画したり、そういうことなぜしなかったのか。私は理解できない。それ担当課からそういう話ししているけれども、町長が受けなかったのかい。ということになると思うのだ。報告義務はしっかりされているのだと思うのだけれども、その辺りどうなのですか。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

この施設運営に当たって、当時は当然基準に合ったもので造っております。国の法律等々が何十年の間変わっていますが、当時建てたもので問題ないものは特段法が変わったからすぐに直せとかという、絶対直せというものでもありません。ただし、何か改修とか、先ほど来から言っていますとおり、改修とか、訂正とか、そういうものがあれば、あったときには必ず現状に合った基準の施設を造り直さなければならないということになっていますので、改修等がない場合は現状のまま使っていくことには問題はなかったのですけれども、結果的にこういったことがありましたので、それは大変申し訳ないと思っております。

以上です。

（「計画性があったのかどうか。老朽化って言っているんだから。そういう老朽化した施設を……」の声あり）

○議長（木村俊広君） ちょっと待って。引き続き答えて。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

今言ったとおり、今ある火葬場を現状のままずっと使っている分には特に問題はありません。問題はないので、計画とか、そういったものは考えてはおりませんでしたけれども、その都度修正、万が一壊れたらまずいなというところは修繕等はしていっていました。今回大幅に故障してしまったとか、火災してしまったので、改修が必要になったということです。

以上です。

○1 番（伊藤 昇君） 後ろ向きな話ばかりしているから、今度前向きな話しますけれども、今度そしたら点検だとか、そういうことをしっかりと、どういう業者にしているかわからないけれども、今の業者でできないということなのでしょう、点検も。だから、そういうところをしっかりと見て見れるところ、安全にこの施設ができる、それは50年、100年たったら悪くなるのは分かるけれども、でもこれ建てて、二、三年たってまた同じような事象になるなという話になったらとんでもない話だから、やっぱりそういうことはしっかりと点検できる業者を選定すべきだと私思いますけれども、その辺りの考えどうなのですか。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

当然こういったことがありましたら、今後は今以上に点検等々しっかりと、こういうことがないようにしていきたいと思っております。

以上です。

○7 番（斉藤優香君） ちょっと説明していただきたいのですが、先ほど事務室は必要ないっておっしゃったのですけれども、なぜ必要なくなったのか。これ見ると担当者とかがいる場所、また以前あった物品庫や倉庫も完全に新しいのにはなくなっているのですけれども、そういうのも必要ないと思っているのか、また別に造ろうと思っているのか、その辺りちょっとお願いします。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

事務室については、炉の入っている、4ページ目の炉室というところありますよね。この一部に事務室というか、職員のいるところを予定しております。

（「前のあれには物品庫とか倉庫とかも中にあったと思うんですけども、炉室の中に。そういうのは、今回は何も必要ないという」の声あり）

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

そちらについては、物入れのところで間に合うと聞いておりますので、そちらのほうで対応しております。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかに。

物入れとかスペース的に取ってあるのだけれども、そこで対応できるというふうに考えているって。

○7 番（斉藤優香君） 囲わなくても出しっ放しというか、そういうことになりますか。炉の中にそういうものをまた置くという、炉の中というか、炉室の中にそういうものを普通に置く。前は囲われた場所がちゃんとあって、物を置いたりしていたと思うのですけれども、そのまま炉室に置いておいて、高温になったりするようなところに物を置くということに危険性とかはないのかなというのを感じたのと、あと前回の、もう一個ちょっとすみません、燃えた煙突の辺りの屋根の管理というのが全くできていなかったと思うのです。

けれども、そういうのは保守業務で行うべきなのか、それとも清掃業務で行うべきなのか、そういう辺りとかもきちっと今度は決めてやる、点検をやっていくのかというところもお願いします。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

物品庫等々については、更衣室とかある物入れの中に全部入れる予定であります。

あと、屋根の管理等々についてですけれども、そちらちょっと今後協議していきたいなと思っております。

以上です。

○12番（東 隆一君） 2点ほどちょっと。

再開の、施設利用開始の時期が8年度ってなっているのですけれども、これ今実際には火災が起きてから、火災が起きて、令和5年です。5年、6年、7年、8年って足かけ4年になっているわけです。これ町民にしてみると、非常に長いスパンなのです。ですから、先ほども要するに早く再開、再開というのですけれども、7年度ぐらいまでにはならないのかと。努力できないのかと。7年だと足かけ3年で、今の理由が成り立つのですけれども、4年ってなると、足かけ4年ですよね。実際に8年でいつになるか分からないのですけれども、結局これ問題があるのは遠方の濁川地区とか、そういうところの方が火葬するときに、今砂原でやっていますけれども、大体9時が火葬の時期です、1発目の。朝、午前中の火葬の開始が9時頃ですよね。そうすると、何だかんだって要するに出棺する部分というと、向こうの遠い地区だと今の現状だと7時頃でないと出棺できない。7時頃に出棺しないと、こっちに間に合わないのです。そうした場合に、7時の出棺ってなると近所の人たちが例えば見送りに行くななんていっても朝の7時というとは相当早い時期なわけです。近所でしたらいいのですけれども。そういうのもあるので、8年度のいつなのか分からないのですけれども、8年度初旬でもいいです、初めでも。結局要は雪の降り始めたときになって、あっちのほうから7時なんていうと、相当な要するにタイム的にすごく時間かかるわけです。だから、そういう部分考えて、7年度以内に何とかめどが立てないのかと。そうしますと、町民にも説明できるのではないのかなと。大体3年ぐらいでいろんなことやって、7年度に間に合いましたという部分がこれできないのかと。8年度という、余裕を持ってのこれ8年だと思うのですけれども、8年度という足かけ4年ではなくて、3年以内に何とかできれば、要するに何とか努力できないのかというのが1つと、ここの今改装した部分で、建築基準法からいけば、1階ですから、平家ですから、非常口というのは必要ないと思うのです、非常口。ここの部分では、非常口は待合室だとか待機のホールのところには非常口というのではないのかどうなのか。ということは、今ビル火災なんかでよく入り口が、要するに非常口が使えなくて、そこでほとんど皆さん何か悲惨な事故になっていると思うのですけれども、これ1階でも、もしもこのホールのところにももしも何かの関係でここに要するに火が上がった場合には、非常口がなければこの部分でどうやって逃げるのかと。そういう対策というのは、考えていなかったのかと。同じ改修するのでした

ら、非常口のところの待合、待機ホールの部分で非常口の部分が取付けができないのかどうなのかと。そういうのもこれから考えなければいけないのかなと、1階でも、2階ばかりではなくて。基準法では2階以降は非常口というのは決まっていますけれども、これ1階でも要するに、要はこのくらい、大体10人とか、そのくらいの待合室でやったときに、人が集まっているわけですから、非常口という部分は考えておられないのか。これには書いていないのですけれども、そのところちょっとお聞かせください。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時43分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○建設課技術長（伊藤正吾君） まず、お答えいたします。

最初の質問の開始の時期の話なのですが、今一刻も早く火葬炉施設の稼働をするためにやっております。今設計のほうも進めております。今予定で令和8年度中の、どんなに、詰めてやっておりますが、予定では令和8年度中、なるべく早い時期を今視野に入れて進めているのが現状であります。

あと、2点目の2方向避難の話なのですが、おっしゃるとおり、施設に関しては2方向避難を求められます。ただ、この施設につきましては規模、また用途等において2方向要るような施設ではございません。ただ、2方向に避難するということは大事なことで、その辺はよく考えながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 最初にちょっとお伺いしたいのですが、この図面見ている限りだと物すごい大改修かなと思うのです。ちょっとイメージでいいのですが、既存の建物の何%ぐらいが再利用で、何%ぐらいは実質新たに増築するものだよというのをイメージでもいいです、本当に。

あと、今回設計で1,900万ということなので、多分これ本工事ってなると3億超えてくるのかなぐらいの僕はイメージなのですが、担当課として本工事、イメージでいいです。あのとき何ぼって言っただろうとかって言わないですから、今担当課としてどれぐらいのイメージを持っているかまず教えていただけますか。

○建設課技術長（伊藤正吾君） お答えいたします。

今既存が約300平米弱です。今回増築する部分につきましては、およそ200平米ぐらい増築する予定であります。

○2番（河野文彦君） 既存の……ちょっといいですか、追加で言って。今の建物の、要は壁壊す、柱壊す、造り直す。だから、今の建物の何%ぐらいが再利用で、あとどれぐらいは新たに加えるものだよというイメージ。言ってしまうと、基礎以外全部ぶっ壊すのだ

よとか、そういう何か情報が欲しいです。

○建設課技術長（伊藤正吾君） お答えいたします。

既存の部分の中、外装は基本的には改装する予定でおります。ただ、フレームに関しては全て使う予定でおります。

○住民生活課長（阿部泰之君） 本工事の費用についてなのですが、まだ全然出てはいないです。近隣の長万部町で同じように改修工事を実施しました。それが七、八年くらいたしか前だったのですけれども、その当時で約3億円くらいかかっておりますので、今だと物価高等々もありますので、3億以上はかかるというのは間違いないかなと思っております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 今実際森町には2基の火葬場があって、4つの窯があって、ここしばらくは1か所、2基が要は半分になっているということですよね施設の。ただ、では去年あたりで実際に火葬が追いつかずに、どうしようもなくして他町に頼んだとかということはないですよね。前に聞いたときないというお話いただいたのですけれども、どうも私が聞いた話だと、これ合併して20年迎えるのに砂原の人から何で森の人を持ってきてこっちで焼くのだとか、俺たちの火葬場を何で使うのだとか、そういうことを言う人いるのです、残念ながら、本当悲しいけれども。ましてや火葬が追いつかずに他町に依頼されて、他町で焼かれている人もいる、かわいそうだななんて言う方もいるのです。でも、そんなことないですよね、実際。ということは、今の人口1万3,000人まで減った森町として、言ってしまうと窯が2基あれば今のところ大丈夫ということがデータとして出てしまったと思うのです。これからまだ団塊の世代とか、多分僕らの年代が一番人口多いので、あと僕たちが焼かれていくといったら20年後ぐらいだと思うのですけれども、そのぐらいまではちょっと増えるのかなという気はするのですけれども、今新たに、今お話聞いた3億、4億では済まないというのが大体見えている中で、今後のビジョンというものもしっかり持たなければ、こんな多額な投資ってできないのかなと思うのです。これ課長ではなくて、後で町長からもしお話しただければなと思うのですけれども、要は今後森町としてこれだけ今お金をかけてすばらしい施設造ります。砂原地区にも要は40年以上経過した老朽化施設があるわけです。では、砂原地区も間もなくそういうタイミングが訪れたときに同じだけお金をかけて向こうも直すのか、それともこっちで今これだけお金かけたから、砂原のほうは残念ながら閉鎖させていただきますとか。もしくは、これ全部新築したら本当に10億クラスだと思うので、お金をかけないように改修というのも十分分かるのですけれども、距離が遠いとかというお話もあったので、どこか森町の中心部に新築で建てるというのも一つの考えだったであろうし、その辺のビジョンというのがしっかしなければ、こっちも直したから、あっちも直していけるよという話になったときにどういうふうに対応していこうという考えなのか。それがまとまっているから、今ここにお金かけるという話になったと思うのです。その辺をちょっと聞かせていただきたい。森町と旧砂原、もともと自治

体が別だったので、別で2か所あったのは重々承知ですけれども、僕砂原の焼き場にもお骨拾いに行ったけれども、よく遠いからとかって言う人もいますので、町民の方からも僕も聞いています。ただ、では森から砂原の斎場まで行くといったって車で15分です、距離感で。それぐらい正直言って我慢してもらって、1か所に集約というのが、人口減少社会の中でそういう決断も必要になってくるのかなというふうに思うものですから、自分が。なので、そういう将来的などういうビジョンがあって、今森町の、森のほうにある斎場をこれだけ費用かけて改修するという決断というか、計画に至ったのか、そこちょっと教えていただけますか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

現状では、やはりこの間森斎場で火災が発生して、使用中止というところで砂原の斎場のほうでずっと利用していただいていると。確かに河野議員おっしゃるとおり、他町でお願いしてとかという事例はないのですけれども、やはり現状としては非常に葬儀の会社の方ですとか、そしてまた実際葬儀をやる段取りの中で多少期間をちょっと長くして、待っているという表現はされませんでしたけれども、以前より比べては行政サービスとしては使いづらい状態になっていると。何よりやっぱり本当に多くの町民の方々が実際不便を感じているというところにおいては、現状では早急に今森の斎場、火葬場に関しては改修して使えるようにしなければならないというところはまず1点あります。今後のビジョンというところでありますけれども、これは火葬場だけの話ではありませんけれども、やはり人口減少というものが進んでいく中においては、火葬場に限らずある程度の行政サービスは集約しつつ、量的な話は集約するので、ある程度の様々なご意見は出ると思いますけれども、質という部分では維持していかなければならないと考えております。当然2か所ある火葬場というところにおいても、これは私は例外ではないと捉えております。利用の実態等々は、これも先ほど河野議員のほうからお話ありましたけれども、まだまだこれから年代の層というものが厚い部分の方々、控えているという表現はちょっとあれですけれども、まだいらっしゃいますので、この点に関してはまだ2つで運営させていただきたいと考えております。

現状では以上です。

○2番（河野文彦君） 今町長から町民の方の不便の声があるということだったのですけれども、確かに今まで2か所あったのですから、それが1か所になったら必ず窮屈というか、不便に感じる人はいます。小学校が2校あったのが1校になったのも一緒です。ただ、そういう集約化を進めていかないと、自治体の経営がもたないのではないですか、今後。だから、僕は砂原地区はまだ使えるから、すぐにでもこっちよくなったらあっち閉鎖しろということではなくて、向こうだって小修繕でまだまだ使えるのだったら2か所運営していけばいいです。ただ、こういった4億、5億もかかるような大改修が出てきたときにどういう考えなのかというところを聞きたかったのです。やっぱりもし、僕の考えです。今ここで森町にこれだけお金をかける、森地区の。砂原地区も限界だという話になるとき、

あっちも4億、5億かけて改修するということにはならないと思うのです。それはそのときのまた別な判断も必要なのでしょうけれども、そういったところ今どこまで考えているかなというところを聞いたかったのです。今だけの話だったら、2か所あったのが1か所しか使えないから不便だ、それはその声があるのは当たり前です。ただ、やっぱりこれだけ財政出動があるので、そういったときにどういう考えなのかなというのを聞いたかった。今だってこれ、この建物50年弱たっているけれども、これだけお金かけたら40年、50年使うでしょう。そうなったとき絶対砂原だっているいろいろな不都合出てくるし、そういうタイミングが出てくると思うのですけれども、だから今町長のお話は直近の声、またはまだ砂原地区が小修繕で使える中での町長のお話だったと思うのですけれども、もし可能であればもうちょっと長いスパンでのビジョンというのを聞きたいです、もしお話しいただけるのであれば。

○町長（岡嶋康輔君） なかなか想定の中でお話しするというのは正直難しいところもあるのですけれども、現状としては砂原の斎場も修繕を繰り返しながら、窯のほうの入替えというのも直近の近年砂原のほうで行っております。まだまだ使える状況ではありますので、この何年かのうちにすぐそういった判断をしなければならないというところは、まだ来ないのかなとは思っております。しかしながら、先ほども答弁させていただきましたけれども、やはりいずれは1か所に集約するという判断もしなければならないというふうには捉えております。その時期に関しては、やはり今この場ではちょっと答弁はなかなかするのは難しいのですけれども、利用者の傾向、当然人口減少と関連して様々な数字も動いてくると思いますし、そのときの行財政の状況等々も勘案しながら判断していきます。そういった中では、そういった集約という選択肢は当然あるものと判断しております。

以上です。

○2番（河野文彦君） それはタイミング、タイミングでの判断になるし、まだ先の話でしょうから、その時には町にとって適切な判断をしていってもらえたらなというふうに思います。

ちょっと図面のことでもう一点お伺いしたいのですけれども、改修後の平面図で入り口の左側についているのはこれ多分車椅子なんかのスロープなのかなと思うのですけれども、ということはこの正面、今たしか2段か3段階段ついていますよね。状になっているかと思うのですけれども、そこはそのまんまということになるのかな。僕これ見て、もし可能であるならバスがつくところを上げて、段差をもうちょっと解消して、正面にスロープがあったほうが、結局階段を上るのが大変というお年寄りやぐるっと回ってこのスロープを上がることになるのかなと思うのです。そういうところももうちょっと、完全バリアフリーは難しいのかもしれないけれども、既存の基礎を使うのであれば。その辺何かもうちょっといい方策があればよいのかなと思ったのですけれども、いかがですか。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

その辺については、今後対応していきたいなと思います。なるべく使いやすいように対

応していきたいと思います。

以上です。

○9番（佐々木 修君） 炉の件なのですが、いろいろあるだろうけれども、炉が一番の心臓部ですから、一番気になるところなのですが、これまで対応し切れない火葬というか、何体あったのか分かりませんが、サイズが大きくて火葬できなかったというのがあるはずなのです。ところが、聞いてみると函館辺りにもないという、サイズが大き過ぎたのか、それでできれば道南の1か所くらいは少し大きい炉を設置して、対応できるような施設が必要だなんて私思ってきた、ずっと。ところが、今回うちの、これから直すのであれば、その辺は、これに図面はあるけれども、サイズがないから、ちょっとつかめないのですけれども、どんなサイズになるのかなというのが気になったのです。まず、そこ1点。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、体重が大きくて、200キロ以上ある方で、ちょっと対応できないことが去年かおとしにありました。今回火葬を整備するに当たって、以前そういうことがあったので、そこは対応できるのかと確認したところ、そういった方でも対応できるように、ただ棺おけというか、あれに入るのであれば何キロでも対応できるような施設で設計のほうは組んでおります。

以上です。

○9番（佐々木 修君） それはありがたいです。町民も安心すると思います。

余計なことかもしれないけれども、関連するから、ちょっと参考までに。前回の他町へ運んだ、この費用というのは誰が負担したのだろう。遺族が負担したのですか、それともどこ……町でも一部出したのですか。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

費用については、全て個人負担となっております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） まず、1点、図面見ていると、建物、新しい炉というのは煙突がないということなのだろうか。それ描かれていないから、それ1点と、新しい平面図の駐車場がこれだけあるのだ。新しく造成するということになるのだろうかけれども、必要ありますか、これだけ。今ほとんど家族葬が増えている中で、これだけの駐車場があったとしてもほとんど使うことはないだろうと。今のままの駐車スペースで間に合っているのが現状なのではないですか。それあえてこれだけ造成する意味をちょっとお知らせいただきたいのと、もう一点、今後の予定の中で8年度の施設利用開始って書いているけれども、これ見たときに4月1日からできるのだと、8年のというふうに認識したわけ。だけれども、先ほど技術長の話だと何かずれ込むような話をしたので、この書き方自体がおかしいのかなと思って、7年度の完成って書いているのだから、8年の3月31日に完了するなど見るわけです。その辺認識の仕方というか、先ほど技術長が言ったことのように実際は8年度の中というか、夏頃になるのかみたいな話で言ったものですから、その確認をお願いします。

す。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

まず、煙突の関係です。煙突の関係は、新しい、4ページの2階部分に最後炉の部分で丸い箇所ありますよね。丸い箇所なのですけども、そこが最終的な出口というか……

（何事か言う者あり）

○住民生活課長（阿部泰之君） になります。再三言っているとおり、前みたいに火柱が出るとか、臭いがするだとか、そういったものは一切なく、全て処理して対応するようにしております。

あと、駐車場についてなのですけども、これやっぱり家族構成、人によって様々あります。全く使わない場合もあれば、中にはどうしても親族、あと隣近所、関係者等々、1世帯で30人から50人とかという、極端な話それはある場合もあります。それがたまたま2件重なったとかってなると、全然収まりもつかなくなるようなこともあるので、余るよりは足りないほうがちょっとまずいのかなと思ひまして、この際駐車場は広くしたほうがいいかなと思って、予定をしております。

あと、最後の供用開始の関係ですけども、この辺やっぱり再三言っているとおり、あくまでも開始時期についてはまだはっきりしないものですから、こういった書き方になったのですけども、この辺はちょっともう少し工夫して書いていきたいなと思います。

以上です。

○8番（千葉圭一君） すみません。要望なのですけども、4ページの図面の中に授乳室とかおしめを取り替える、もしそういうスペースが設けられるのであれば、ぜひ設けていただきたいということなのですけども。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

今予定では誰でもトイレだとか、あと待合室、こちら全て隠れるようになっていますので、そちらのほうを予定しております。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、以上で森町墓苑改修事業についてを終わります。

説明員交代のため11時15分まで暫時休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、保健福祉課、さくらの園、総務関係の議題に入ります。

社福法人さくら福祉会（シャリテさくら）からの要望書についてを議題とします。

萩野保健福祉課参事、説明願います。

○保健福祉課参事（萩野友章君） 社会福祉法人さわら福祉会、シャリテさわらからの要望書についてご説明させていただきます。

1 ページ目をお開き願います。要望書についてご説明いたします。令和6年11月21日付で社会福祉法人さわら福祉会より当該法人が運営する特別養護老人ホームシャリテさわらの経営状況がここ数年悪化しており、事業継続も困難となり、高齢者福祉の拠点施設維持と従業員の雇用を守るという観点から今後も事業継続を図っていきいたため、町に対して財政支援、運営費補助を受けたい旨の要望書が提出されております。

次に、2 ページ目をお開き願います。特別養護老人ホームシャリテさわらの施設開設の経緯と施設運営の背景についてご説明いたします。当該施設は、旧砂原町主導による高齢者福祉政策の一環として平成5年4月に社会福祉法人さわら福祉会が設立され、平成6年4月に特別養護老人ホームシャリテさわらを開設しております。当該法人は、厳しい競争時代に生き残るため提供するサービスを高めつつ、事業経営の効率性、経営基盤の強化を図る観点からスケールメリット効果が大きく期待できる地域密着型特別養護老人ホームを森町の支援により整備したところでありましたが、全国的にも介護人材不足が叫ばれている中で、人材確保対策に困難を極めている状況下にあったことから、本年中途で介護人材不足の要因から地域密着型特別養護老人ホームの休止に至った状況でございます。当該法人においては、現有の人的資源、介護職を集約し、特別養護老人ホームシャリテさわらを拠点化し、一元化を図りながら経営基盤の安定化を図るべく経営、運営に努めていた状況でございます。

次に、1 ページ目の要望書下段に記載の添付書類についてご説明いたします。3 ページをお開き願います。要望内容についてご説明いたします。経営悪化の主な要因については、下段に記載しておりますとおり、1 つ目に介護報酬改定率の伸び悩み、2 つ目に施設入所者基準が介護度3以上による影響、3 つ目に入所待機者の減少化が稼働率の確保に影響、4 つ目に介護人材の確保が困難、5 つ目に物価の高騰による影響、内容については①から⑥のとおりであります。6 つ目に最低賃金の上昇などが挙げられ、これらの対応に苦慮している状況にあります。

要望内容の上段に戻りますが、今年度においては施設運営に係る資金不足の発生に対応するため、現在さわら福祉会が資金運用している満期保有型債券、ユーロ債を解約して、運用資金として使用するものでございますが、この状況が続くと仮定し、算定した場合、次年度以降も赤字予想が続くため、事業継続も困難な状況となることから、財政支援、運営費補助を想定しなければならない状況に陥っている状況でございます。なお、これらの措置を講じても資金不足になる時期は令和7年6月頃と想定しており、資金不足となった場合は経営が行き詰まることから、この難局を乗り切るため、高齢者福祉の拠点施設維持と従業員を守る観点から森町に対して財政支援、運営費補助を要望し、事業継続を図っていく要望内容となっております。

次に、4ページ目をお開き願います。満期保有型債券、ユーロ債の取扱いについてご説明いたします。先ほどの要望内容においてもご説明させていただきましたが、令和6年度において施設運営に係る資金不足の発生に対応するため、現在資金運用している満期保有型債券、ユーロ債を解約し、留保財源、運転資金として使用するものです。満期保有型債券、ユーロ債につきましては、額面が5,000万円ですが、令和6年6月時点での評価額は4,360万5,000円となっており、解約時はこの金額になる見込みであります。当該債権の解約は令和6年12月に職員へ特別手当を支給する前に解約手続をするものでございます。なお、下段の参考に記載しておりますとおり、解約後の運用内容は運転資金不足から基本金900万円を活用し、資金繰りをしている状況でありましたが、定期預金化の運用に戻して、残金の1,860万5,000円は令和6年12月以降の運転資金として使用することになります。

次に、5ページをお開き願います。年度別資金収支計算書の資料となります。また、令和6年度及び令和7年度の資金収支計算書については、6ページと7ページに添付しておりますので、併せてご参照願います。

5ページの年度別資金収支計算書についてご説明いたします。令和6年度については、令和6年11月時点の見込額となりますが、表の中段にある(3)、事業活動資金収支差額がマイナス5,653万8,944円、次に表の下段にある(9)、そのほかの活動資金収支差額は4,714万5,940円であり、先ほど説明させていただきました満期保有型債権、ユーロ債を解約して運用資金として使用した場合の金額となり、1行下がった項目の(11)、当期活動収支差額がマイナス1,600万となる見込みであります。一番下段の当期末支払い資金残高は3,694万8,516円となる見込みであります。

次に、7ページ目をお開き願います。令和7年度資金収支計算書、月次推移表についてご説明いたします。先ほど説明いたしました令和6年度当期末支払い資金残高は、表の4月の下段の下から2行目の(12)、前期末支払い資金残高3,694万8,516円を繰越しして事業活動を行っていった場合、令和7年6月時点で表の中段の(2)、事業活動支出計における経費2,653万8,000円が上段の(1)、事業活動収入計における介護報酬を受ける前に(2)の事業活動支出計における経費が先に支出されることから、一時的に表の下段の下から2行目の(12)、当期末支払い資金残高がマイナスとなり、3ページの要望内容に記載があったとおり、資金不足となることから、経営が行き詰まることになります。令和7年6月時点で資金不足となり、事業継続が困難になることが想定されることから、現在施設に入所されている方、またはこれから施設入所を希望されている方に施設サービスの提供ができないこととなり、町で策定している介護保険事業計画にも影響し、介護サービスを必要とする方に介護サービスを提供できない状況となります。さわら福祉会、シャリテさわらにおかれましては、これまでも赤字解消のために経費を圧縮し、経営改善に努めてきたところではありますが、令和7年度においては7ページの令和7年度資金収支計算書の一番右側、合計欄の下段の下から3行目、(11)の当期活動収支差額において6,370万円

の赤字が発生し、今後も毎年度同様の金額の赤字が発生することが想定されます。

説明は以上となります。

○町長（岡嶋康輔君） ただいま担当課から説明がありましたとおり、11月21日に社会福祉法人さわら福祉会の坂本理事長から町に対して正式に財政支援の要望がありました。その席上、坂本理事長からシャリテさわらの今後については自力での運営ができないので、町の力でシャリテさわらを存続させてほしいという意向が町側に伝えられました。町といたしましてもシャリテさわらの経営が破綻し、入所者や職員が行き場を失うということ为了避免するため、今後財政支援することを前向きに考えてまいります。

一方で、森町には2件の特別養護老人ホームがありますが、現状の経営資源のままでは特別養護老人ホームの運営は非常に先行きが不透明です。担い手不足や物価高など厳しい経営環境が今後も続くことが予想される中で、現状のまま2件の特別養護老人ホームに対し恒久的に財政支援を続けていくことは困難であると考えております。どのような境遇にある高齢者でも誰もが安心して町内で暮らし続けられる環境を持続可能なものにするために町内それぞれの特別養護老人ホームの経営資源統合を令和9年度から新たに策定される介護計画の中に盛り込みたいと考えております。統合に向けては今後様々な課題が出てくるものと思いますが、さわら福祉会との協議を進めていくと同時に、庁舎内に検討チームを立ち上げ、経営診断等も実施しながら最善の方法を見いだしてまいります。従前から整備されているシャリテの森30床の有効活用はもちろんのこと、老朽化したさくらの園の施設更新費用の財政負担を軽減するとともに、町内の特別養護高齢者サービスの質と量を低下させない行財政改革を進めてまいります。

私からは以上です。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○2番（河野文彦君） 私今日全協の議題としてこの件が上がってきたのは、要望書がありましたという説明だけだと思った、事前に資料頂いて。だけれども、今町長の話だと支援の方向で考えているというような、言ってしまうと出したいという考えがあるということだよね。そうすると、今の町長の方向性と今日の資料、僕は要望がありました程度の報告だったらこの資料で要望あったのだと思ったのだけれども、財政支援を考えているにしてはあまりにも資料が陳腐。今までの経営で成り立たなくなって、放漫経営が原因でしょう。民間でやっているところたくさんあるのだから。それで、この資料でお金出してあげたいって、では経営改善も計画も何もない、今後の見通しも。ましてや来年度九十何%の稼働率でもまだ採算合わないの。では、今後ずっと出していくの。今統合という話あったかもしれないけれども、ではそれまでに何年かかって、どれぐらい支援しなければならんって、そんな計画もなければ、判断なんてつくわけじゃないではないか。だから、資料、こういう要望がありました程度だったら、シャリテの現状の説明ぐらいだったら今日のお話で分かったのだけれども、支援を前向きに考えているという町長の話の聞いたら、ちょっとあまりにも簡単に考え過ぎているのではないかなと。言ってしまうと、世の中い

ろいろ厳しい状況なのは分かります。みんなそうです、どこの商売も何でも。見通しが甘過ぎたのではないの、そもそも、シャリテさんの。施設の増築から含めて人がいない、何が高くなっているって全部人のせいでしょう。自助努力をした形跡がない、ここに、資料の中に。こういうことやってきました、こういうこともやってきました、それすらないのに大変です、大変です。ましてやそこシャリテさん、民間の金融機関に融資の相談とか行っているのかな。僕決算書とか見ていると商工中金、今の政策金融公庫か、から3,000万コロナか何かで借りたのかな、あれ、ぐらいな金融借入れしかしていないけれども、普通だったら金融機関でも何でも行くでしょう、相談に。それも何もせず、一番簡単に出してくれそうな町にぼんとお願いに来たとか思えない、この資料見ている限り。そういうのもなしに簡単に、これで何か設備資金が不足で、こういう設備を入れたらより町民の福祉になるので、ただそれ建物建てただけと一緒に。それだったら分かるのだけれども、運転資金だ、これ。前の梶谷町長だけれども、コロナのときに町から民間団体に、民間企業に運転資金を出すことなんてありませんって、俺そう言われたのだけれども、コロナのときに。ごもつともだなと思う、今思えば。そう考えたときに、もうちょっと検討するような資料とか計画、そういうものを出してきてくれないと正直言って話にならない、今の時点だと。と僕は思うのですけれども、いかがでしょう。

○町長（岡嶋康輔君） 資料に関するそういったこういうものがまだ足りない、必要だという話等々も、これは改めて担当課のほうでまた準備させていただきたいと思います。そういったこと全ても含めて、まずは議員の皆様にもちょっとお伺い、お話をさせていただいて、様々な意見をいただきたいというのがまず今回の全協でご説明させていただいた一つの理由でもございます。先ほど私のほうからお話しさせていただきました、将来的に9年度の介護計画の中で統合というところを計画に盛り込んで、言ってしまえばまずは一旦直営で管理する、さわら福祉会のほうから全部受け継いで、一つの介護サービスとして調整を考えていくということが大きな方向性であります。そういった中でまずはさわら福祉会、シャリテさわらの経営を維持するためには、資料のほうにも提示させていただきまして、12月、喫緊の月で資金がショートすると、そういう状況であるという現状があります。それに至る経緯、今経営の状況がどうだったのかという話もありました。そういった点も含めて、今現状では町のほうで財政支援するしかないという判断に至り、そういった話もさわら福祉会のほうとさせていただきまして、経営統合の話も進めさせていただきたいなと考えているところでございます。本日様々なご意見を本当に多くの議員の皆様からいただきたいなと思っておりますので、ご意見等々本当にいただければと思います。

以上です。

○2番（河野文彦君） 今統合も視野にという前向きな今後というような考えでいるかもしれないけれども、ちょっと先に1点聞きたいのは、では今後のそういう何年支援して、何年町で管理して、何年したら統合とか、そういうスケジュールも何もまだ頭の中でしかないのかな。そういうのも僕たちとすれば判断材料なのです。やっぱりこれは支援だから、

補助金だから、お金あげるで終わってしまうかもしれないけれども、僕民間人だから、ちょっとそう思うってしまうのだけれども、普通金融機関にお金借りるときにこれだけお金貸してください、それ経営資源にして、事業して、利益から返済していきますというのが事業計画であって、それがなかったら1,000円だって貸しません、誰も。それこそ回収できない、くれてもいいやだったら出してくれるかもしれないけれども、今町でやる補助金というのはそういうことでしょう。出して終わりだもの。回収するわけではないから。運転資金を貸すのではない。ただくれるのだから。だったら、もっと、検討する資料も何もなければ、今のスケジュールだってそう。今までどういう改善してきた、今後どうなる、統合したらどうなる、町で全部引き受けてやるならどうなるといったものもなければ、全然検討すらできない、今、正直言って。確認したいのですけれども、いつ頃考えていますか、町長の中でこの支援を。要は今年度補正立てて考えているのか、もうあと何か月しかないけれども、それとも新年度予算って考えているのか、そこまずちょっと教えてもらえますか。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

支援の時期でございますけれども、今後やはりもう少し精査した資料等もいただきながら協議を重ねていかなければならないというふうに思っておりますので、新年度予算にということではちょっと間に合わないのかなというふうに思っています。ですけれども、先ほど説明あったとおり、来年度の6月には資金ショートする見込みであるというお話も受けていますので、それに間に合うような形で、今現時点で考えている時期につきましては、新年度早々の補正予算で考えてございます。

以上です。

○2番（河野文彦君） 入居者もたくさんいるのかな、今。ある日本当に民間の施設が突然破綻するときというのは、今日から職員誰も来ません、今日から水出ません、電気つきませんというのもあり得なくもないので、そういうことだけは避けなければならないというのは私も重々承知なのです。もう少し検討に値するまで煮詰めてから持ってきてもらいたいなというふうに思いました、今日は。だって、この資料の中でユーロ債がどうか、これは自分の投資の失敗ではないか。そんなのがこの資料の一ページを占めているなんてがっかりだ、正直言って。ですから、もうちょっと深いところまで、今後の見通しまで議論できるような状態にして、改めていろいろ上げてもらいたいなと思います。何か同じような話になってしまうのですけれども。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

まず、今日ご説明したのはこういった状況ということで、プラスアルファ町の現時点での考え方をお示したということでございますので、もちろん様々なご意見を議員の皆さんお持ちだと思っておりますので、そういったご意見も伺いたいと思つての趣旨でございます。これから正式にまた金額についてどのぐらいの財政支援が必要かということも正式な要望書としてまた出てくると思っておりますので、今日一回でこれで財政支援します、幾ら支援しま

すというような意味合いではございませんので、求められたそういう資料、あとこちらで準備できる資料もしっかりとお示ししながら、この問題にしっかり対応していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○12番（東 隆一君） 私河野議員と同じ意見だったのですけれども……

○議長（木村俊広君） 東議員、簡潔にして、簡潔に。簡潔をお願いします。

○12番（東 隆一君） はい。同じ意見だったのですけれども、今回ただこれを一応町のほうで見せるだけの場なのかなと思っていたのですけれども、どうも町長が支援するようなことをちょっとおっしゃったので、私これ見まして、ずっと、これ保健福祉課のほうにも問合せしたら、実際に経営に対しては、経営状態というのは一切町のほうでは関知していませんよということで、私道のほうに、道のホームページ見ましたら現況報告というのがずっと出ているわけです。その中にはいろいろこれに関して資金の収支内訳表とか、そういうのを全部私今資料持ってきましたけれども、こういう部分ではいろいろ中には理事の監査の状況なんかもずっと出ているわけです。何年度にはこういう部分でこういう資金を調達した、実際にこのままいけば資金がショートしてしまいますよというのを全部事細かに道のほうには報告出ているのです。こういうのは町のほうで何もそれ管理していなかったのか、要するに把握していなかったのかというのはちょっと私疑問に思っていたのです。それで、ただこのままいけば、来年の3月をめどに資金ショートするので、町のほうに面倒見てくださいますと、この現状に至った部分で、本来は管理者って、理事者というのはこれ責任持たなければならいようになっているのではないのでしょうか。そうしたときに果たして町だけでこれ説明がつくものなのか理事者のほうに、理事者も呼んで結局聞く必要がある……理事者に聞く必要があるのか、あるのだと思うのですけれども、またこのままだったらこれに対して理事者は何も責任取らないで終わってしまう可能性もあるわけです。本来これ理事者が責任持たなければならいのです、赤字になって、もしもやれなくなったって。ショートする前に町が結局手当てするわけですから、ではなくて、もしもこれが本当にショートしてしまっって、パンクしてしまったら、町のほう、町というか、理事者は全部責任を負わなければならいのではないですか。そこまで発展する話だと思うのです。そこのところもっと何か、もっと前というか、もっと詳しい部分をもっと説明する必要があるのではないのかなと。全部皆さん、要するに議員なんかこれ共有しているかどうかといえ、私は共有していないと思うので、そこのところでただショートしますので支援しますよということになれば、ちょっとこれまずい方向なのではないのかなと思うのですけれども、そこのところもうちょっと詳しく、今私が言ったようなこと、管理者はどういう責任取るのかと。全くこれ管理者は責任取らないで終わってしまう可能性も出てくるわけです。ユーロ債なんていうのは自分たちの投資の失敗ですから、これ本来民間企業だったら当然管理者なんかは給料減額なりなんなり、要するに報酬減額なりなんなり、そういう処置も全部取っているのかという部分が全くこの説明だけだと見え

てこないで、そのところどういうふうに考えているのかちょっとお聞かせ願えればと思います。

○町長（岡嶋康輔君） すみません。ちょっと確認なのですが、東議員おっしゃったところというのは、やはり当然今この資料の中には出ていないというところ、いろいろ分からないという話、今の責任問題、責任の在り方をどうするのかというところを直接さわら福祉会の理事者の方々から帳簿の中でやり取りさせてほしいというところで今捉えたのですけれども、間違いないでしょうか。

（「ええ」の声あり）

○副町長（長瀬賢一君） さわら福祉会の理事者の方々のご説明するという機会を設けてはいかがかというようなことでよろしいのですよね。

（「そうですね」の声あり）

○副町長（長瀬賢一君） それについては、さわら福祉会の理事者の方々とお話ししてきた中で、そういう説明の機会があるのであれば説明をさせていただきたいというようなお話も実際されています。ただ、議会運営の仕組み上、全員協議会でのそれが招集ができるのかどうかだとかというような問題もあると思います。また、意見交換程度でしたら呼べるのかというようなこともあるのかも分からないのですけれども、そこら辺はさわら福祉会の理事者の方は議員の皆様方に対してご説明する機会をもし与えていただければ、出向いて説明をしたいというようなことで伺っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 41 分

再開 午前 11 時 42 分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

直接お話しするのはどうなのかということで、町のほうでしっかりとその辺事情聴取してもらいながら、議会のほうに報告してもらおうという形にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○3 番（高橋邦雄君） 今回財政支援の要望ということで説明ありましたが、要因は経営悪化と出ているのですが、財政支援に当たるに当たって改善計画書、まずこれがないというのが僕は不思議だなと思います。なぜかという、令和 2 年度から事業休止が続いていますよね、かなり。続いている状況の中で、経営の悪化による要因は介護度 3 以上、特養ですから、それと入所者、待機者が減少したということは、今後特養が町に 2 つ必要なかという問題にもなり得ると思うのです。だから、今後の町として、さくらの園もありますし、シャリテの使われ方、どのような感じで特養として存続させて使っていくというような考えがあるのか。また、違った意味であそこ福祉の施設環境の中で、例えばデイ

サービスに特化してもいいです。ショートステイ特化でもいい。そのように転換していくのかというのが全くちょっと見えてこないのです。現状待機も少なくなつて、やっぱり入所の方が少なくなつてくると特養を2つ存続させるというのにも財政負担が物すごく今後かかってくるであろうという考えがあるので、でも地域には必要なのです。声としては、現状シャリテさんは砂原地区には、特養という形で今存続しているのですけれども、必要性が高いと。ただ、今後先の使われ方というのも実際協議の中で考えなくてはいけないだろうなという。あそこは、ある意味地域的に残さなくてはいけないというような立ち位置であると僕は思うのです。その部分を含めて財政支援をきちっと町でしていくのかという考えの下で今回説明されているのか、ちょっとその1点だけお聞きします。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

今ご説明あったとおり、改善計画書がないとかいろいろありましたけれども、まず説明の大きな部分として、先ほど町長からお話ありましたけれども、シャリテさわらさん側からはいろいろなことをやっているということのうち報告受けています。それは経費の圧縮とか人件費の部分とか、そういう部分を含めてということなのですが、細かい資料というのはうちも本当に限りなくもらいたい部分はあるのですけれども、いろいろ聴取もしています。ただ、実際にシャリテさわらさん側からはこれ以上経費の圧縮とかも無理ですし、やれることがないというところが正直なところだということでお伺いしています。でするので、改善計画書自体が出せないということまで言われています。ただ、うちとしてはそういうことではなくて、必ず改善計画書なるものは必要だと思いますし、そこは求めていくという部分は変わりありませんので、向こう側に対してはそういう部分も要求はしていきます。

先ほど今回の要望書につきましてもいろいろな部分書かれていて、議員の皆様からご意見いただきたいという部分はあるのですが、町としては確かに先ほど言ったように地域の部分で特養の部分が必要だというのは十分理解しています。そして、私の説明の中でも施設に今入所している方、これから入所を希望される方、これらの需要と供給のバランスというのが重要なことだということも認識しておりますし、まして先ほど言ったように町のほうで2つ必要なかと、特養が。そういう部分も、今後実際に計画的な部分も含めて考えていかなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

○3番（高橋邦雄君） 改善計画書が出せないと今お答えいただいたのですが、人件費も削減していくのだというようなちょっとお話だったのですけれども、逆にここを存続させて経営させるためには人件費、人に係る経費をやっぱり補填していかななくては、例えば介護人材がいなければ、何対何という割合で職員配置なので、入所者も限られてくるのです。その部分僕は今ちょっと答えで全く違う考えなので、そこを充実させて、経営を健全に戻すというようなスタンスでないと、財政赤字というのは一生続くと思うのです、在り方としては。その部分もきちっと協議して、どのような形でやっていくのかというの

をきちっと聞き取らないことには、ただ経営が苦しいから財政支援をしると、そういうふうにはならないと考えています。ただ、今後の、事業休止がかなり続いていますので、どこに焦点を置いてシャリテさんは一本化でやっていくのか。一元化という声も文章的にはありますけれども、重点的に今後どのような形でここを経営して、入所者を対象としてやっていくのか。複数のことをやる必要は僕はないと思っているのです、実は。民間事業者も多いですから、だから1つに重点的に絞って、今町民にとって何が必要なのか、福祉にとって、その部分をきちっと協議しないことには先が見えてこないのかなというのがちょっと課題があると思いますので、ぜひ協議してください。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

今の高齢者福祉の部分も含めて、高橋議員からお話あった点については十分協議していきたいと思います。

以上です。

○5番（山田 誠君） それでは、今シャリテさわらにおいてはショートステイからデイサービス、そして特に今地域密着型特別養護老人ホームが中止されていると。これは介護人材がいらないから、中止しているということあって、地域の方々も本来の特養の任務から外れて、利用ができないというふうなことで非常に苦情が多いのが現実でございます。先ほど来から町長がそれらに対していろいろと後ろから支援をしていきたいというふうな考えもあるようなので、私は前にも言っているのですけれども、町立のさくらの園との関連を重視しまして、きちっとした対応で望むべきだろうと、そういうふうには私は思っております。そういうことで、どちらがどうなるのかはよく分かりませんが、さくらの園もせいぜいあと五、六年で施設が老朽化して、使用できない状態になるだろうと思われるので、そうするとまた何十億という金が必要になるということも考えまして、やっぱり森町としての方向性をきちっと職員共々町長がはっきり方向づけをすべきだというふうに思っております。先ほど来から改善計画がないということで、前が不透明だから、書けないと思うのだ。だから、それではちょっとまずいので、先ほど議長も言っていましたけれども、議会のほうで話しするといろんな方向に飛びますので、理事者のほうでそれらの部分も含めて聴取をした上で議会のほうに報告していただければなど、そういうふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） ありがとうございます。本当に今回いろんなご意見まずはいただきたいと思っているところは、先ほど申し上げたとおりです。改めてもう一度お話しさせていただくのですけれども、あらゆる選択肢を排除しないで、サービスの利用者、町内の町民の皆様の立場に立ってどうあるべきかということをやっぱり検討していきたいと思えます。その中には当然2つある特別養護老人ホームを一つにするという選択肢も、これは排除できませんですし、その後のことも当然あります。山田議員おっしゃるとおり、老朽化が進みますので、先ほどの火葬場の話ではないのですけれども、やはり財政運営上ある程度の緊縮、縮小というのは考えなければならない。しかしながら、なくてはならない施設

でありますし、なくてはならない高齢者サービスでございますので、サービスの需要と供給の量と質という部分はしっかりと担保できるような運営、そしてまた計画を引き続きお示ししていきたいと考えています。

以上です。

○1 番（伊藤 昇君） 今山田議員のほうから質問あったとおりで、そして今町長の答弁、これからの需要と供給という部分、高齢化がこれから進んでいくのははっきり目に見えているわけです。私ちょっと聞きたいのが、まず合併のとき、合併前の旧砂原町、旧森町で、旧森町は直営でさくらの園をつくるという方向を決めたわけです。旧砂原は直営でなくて、社会福祉法人のほうを選択してきた。そして、その施設ができた。そして、運営をしてきた。その中で合併を一つしてきたという部分で、そういうことも踏まえて合併もしてきたのだろうと私は思うのです。これから高齢化率がかなりな率で増えていく、団塊の世代もありますし、まして砂原のシャリテというのは非常に私聞く中では評判がよろしいのです、対応がいいとか。さくらの園にしても赤字補填で一般会計から補填をしている部分あるわけです。ですから、収支バランスが取れている、そういう運営はできないというのは町長も分かると思うのです。ですから、そういう部分からしても2つに分けて、単年度、来年6月ですか、資金ショートしてしまうのだと。やっぱりそこは存続していくために支援は必要なのでないかなと私は思っているのです。その後町長が方向性をしっかりと見いだし、そして説明する。庁内に検討委員会もつくって、いろいろな状況も判断の上で方向性を示してくれるのだというようなことですので、それに向けてお願いをしていきたいなと思います。来年の6月のショートという部分を考えますと、入所者、それから働いている方のこと考えますと、これは幾らになるか分かりませんが、それはやはり補填をしてあげるべきではないかなという私の意見でございます。

○町長（岡嶋康輔君） 本当にたくさんのご意見あると思います。まだまだやはり今いただいたご意見の中にもさわら福社会のほうに事情を聞いて、間接的にはあるのですけれども、私たちのほうから改めてご説明はさせていただきたいと思います。その中で今日いただいた意見はしっかりとさわら福社会のほうにお伝えするところでありますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○7 番（斉藤優香君） 先ほど町長は令和9年からの統合ということで明言されたのかなと思うのですけれども、町としては統合一択なのか、それとも民間がまた別に入ってやるのかという方向も考えているのかというところもお示ししていただければなって思うのと、例えば来年度で令和7年なのですけれども、令和9年からということはそこに2年の間が空いてしまうというのをどのように考えているのか、そういうところも知りたいところなのです。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） 詳細は、ちょっともし足りない部分があれば担当課のほうから説明させていただきます。

先ほどちょっと答弁させていただきましたとおり、あらゆる手段というか、選択肢は排

除しない方向で考えさせていただきたいと思います。当然そこに民間が入ってくる、直営のままでやり続ける、様々な選択肢、多分もっともっとあると思います。さわら福祉会のほうの理事会というか、そういった会議の中との調整、評議員でしたか、そういった中の調整の関係もございますし、令和9年という節目は介護計画の改定というところの新たな、次の時期の介護計画のスタートの年であります。そういう介護計画の改定という意味でも今度は介護計画の改定の委員さんの方々にも意見をお聞きしたりとか、そういった様々な調整も必要になってくるところであります。そういった意味でもできる限り早い段階で進めていければいいと思うのですが、様々な方の意見を聞くという制度の中で進めなければならないというところの令和9年度というところをご理解まずはいただきたいなと思います。現状では、やはりまず従前からプラスで整備されている30床の利活用、これが使われないままにいるというところは本当に町民の皆様周知のところであると思いますし、そこしっかりと利活用していかなければならないですし、なおかつ介護人材というところの全体としての問題をどうするかということも併せて解決していかなければならないですし、様々なことを総合的に進めて、町として介護サービス、特に高齢者、特別養護老人ホームをどうするか、サービスをどうするかということも総合的に考えていくという、もうちょっと幅が広い意味でのそういった検討事項が様々なございますので、期間を要するというのはある程度ご理解いただきたいなと思います。

以上です。

○7番（斉藤優香君） そうなのでしょうけれども、やはり令和9年というところを置く、もしも改善計画どおり改善されて、僕たちもう自分たちでできますってシャリテさわらさんが言われた場合、またその計画が変わってしまうような気がするのです、令和9年、例えば。資金1回入っただけで改善されて、もういけますといったらまたその計画は変わっていくということですか、それともやはり町としてはシャリテさわらさんということを決めていくのか、その辺りも決めていかないと、またその都度、その都度、投入資金って支援の資金ももっと悪化してくればもっと町が全面的に見ていかなければならない時期が早々に来てしまうこともあると思うのですけれども、その辺りの町としての覚悟というか、そういうのもあってなのか、ちょっとお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） まず、先日です。理事長のほう、坂本理事長がいらっしゃって、その点は明言されていました。もう私たちのほうでは運営はできないと。町のほうに委ねますので、町のほうの判断でやっていただきたい。当然さわら福祉会のほうの理事会の中でも、理事長がおっしゃったことですので、私たちは合意形成はある程度取られているものだと思って、進めさせていただきたいと考えています。その中で覚悟というか、やはり先ほども明言させていただきました。令和9年度、斉藤議員が懸念と思われる部分は確かにあるとは思いますが。一つの目安として令和9年度というところはお示しさせていただきましたけれども、町が全面的に分かりやすく言うところと吸収して、介護サービスを維持していくと、そういう方向性は今回ご説明の中ではっきりと明言させていただきましたつも

りです。

以上です。

○議長（木村俊広君） 9年度をめどにということなのだけれども、3年間それに補助していくということになると2億弱のお金がそこに発生するので、体制がどういうふうになっていくかというものがある程度担保されるような、そういうものがやっぱり必要だと思う。それがないと不安だということを多分言っているのだと思うのだけれども、その辺について何か今説明できることあれば。

○町長（岡嶋康輔君） ちょっと現状の今のこの問題に対してというところよりかは、今できる説明といえば今後介護政策、そしてまた病院と介護の関係のある地域包括ケアというところで様々な今政策、施策、また外部との関係性を深めているところであります。それをちょっと一緒にこの場で簡単に説明するとなかなか難しいところではあるのですが、私が町長に就任させていただきましてから本当にいろんな方々、外部機関等々と連携を取って、森町の医療、介護というところは確実に他町に誇れる、そのぐらいのレベルまで持っていけるのではないかと現時点では確信しておりますので、その辺は様々な機会でも今後また説明を詳しくはさせていただきたいと思います。今回いただいたご意見、資料の面、そしてまた計画の面はシャリテさんのほうにしっかりとお伝えさせていただきながら、また説明の機会の中で丁寧にご説明させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） いずれにしても、財政支援していくという形なので、そういう体制取るということなので、そういう担保になる、そういう形をしっかりと取ってやってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○2番（河野文彦君） 先ほど課長の説明の中でもう改善できるところなんてないから、改善計画なんて出てこないというようなお話だったのですが、話にならないと思って聞いていたのですが、今の町長の話だとシャリテさん側は言ってしまうとバンザイして、町に引き取ってくれよということなのだね、簡単に言うと。それと、今の要は完全に経営できないから、たださっき言ったみたく突然破綻、電気もつきませんというわけにもいかないから、完全にバンザイするので、町側に全てを委ねるから任せます、私たちは経営から身を引きます、あと統合するのか、どこかほかのところ見つけていくのか、町に任せるからという現状ということでもいいのですよね。僕は何年間もだらだら改善もできないけれども、金下さいが続くのかなと思って、さっきちょっときつくも言ったのですが、だからその辺の方向性で、これ。その辺が今町長からちょっと僕新しい情報として聞いたので、それであつたらそれに進めて、ただすぐすぐ来春のショート、見えているのだから、そこに手当てしなければならぬというのは、それだと僕も理解できます。そういうのも分からないものだから、やっぱり町長のビジョンというものはつきり今後打ち出してもらえたらなというふうに思ったのですが、

○町長（岡嶋康輔君） 河野議員おっしゃるとおりで、まさに経営はできないと、町に委

ねるというところで先方も明言されています。その中での今後財政支援というところでありまして、今回の議員全員協議会の中でまずは第1歩目として明言させていただいたというところでは、まずはちょっと捉えていただきたいなと思います。この話というのは、先ほどからというか、何か月も前から本当にさわら福社会のほうと色々なやり取りをさせていただきまして、改善計画が出ないというのは、担当課のほうも本当に再三にわたって向こうのほうに投げかけています。今回のユーロ債の解約に関しまして、これも担当課のほうから厳しく向こうのほうに伝えて、それを保有したままで財政支援をいただきたいなんていう話は到底通用するものではないというところを担当課のほうからも厳しく伝えています。そういった中での今回ユーロ債の解除、解約というところを資料として載っけさせていただいているというところでもあたりもします。繰り返しになりますけれども、今回いただいたご意見を基に現状でさわら福社会のほうからいただける情報、そして彼らが、彼らというか、社会福祉法人がこれから先に進むに当たってできることは、まだまだやらなければならないことは当然あると思いますし、そういった点もしっかりと情報共有させていただいて、進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○保健福祉課参事（萩野友章君） 私のほうから補足になりますけれども、介護保険事業計画についてちょっとご説明いたします。

先日シャリテの森のほうが休止になった時点である程度介護保険事業計画の見直しというのにも必要なというふうに考えたのですが、介護保険法上、実際に北海道のほう、関係機関のほうからこれらの意見というのを聴取した上で北海道で判断するというルールになっています。ですので、次期計画、10期の介護保険事業計画から、先ほど町長からお話あったように、進めていくということなのですが、場合によっては早まるということがあれば9期の段階で変更ということも考えられますので、そういう部分は北海道の意見を聴取しながら、確認しながら進めていきたいと思っています。

以上です。

○6番（野口周治君） 政治的な判断として町にはこういった施設そのものは必要だし、ケースとしては統合もあり得るし、その場合にさわらを活用することもあり得るということを明言されたことは分かりやすくなったと思いますが、例えばでは砂原の施設で集約したら本当にうまくやっていけるのかどうか。それであっても赤字が続くとしたら、今よりもよくなるのか悪くなるのかという検討なしに方向性だけで何千万というお金を動かしていく、それを積み重ねていくということは非常に難しいと思う。計画にはまだ時間がかかるといっても、そういう見通しはせめて執行側の責任として示すべきだと思います。それなしに、これしかないからという決断の仕方というのは、最悪の場合には一番悪い選択になるかもしれないと思います。それが1つ。

それから、例えば今、もちろん経営の結果はお金に表れますけれども、では人手が足りないというのはシャリテだけの問題なのか、全体そうなのか、ほかの施設ではどうなって

いるのかという比較も必要です。それがなければ、みんなそうだから、保険制度は厳しくなっているからというだけで、今の目の前にある事態が外の原因で生じたように見えるのは本当かどうか分からない。これは中を見ないと分からないのですけれども、果たして自分たちのやり方に問題はなかったのかという反省も必要だと思います。そこが反省がなければ、今までと同じことが続く可能性だってあると思います。

それと、さくらの園との比較、単純にはいかないのでしょうけれども、さくらの園というのは今でもいろんな人を受け入れなければならない、どんな人でも受け入れなければならないという責任感で仕事をしていると私は思っています。したがって、ある程度の無駄を最初から覚悟して運営をしている。そういうところまで含めて本当にやれるのですかという問題もあると思う。そういう実態に即した真面目な議論なしに、大きな議論だけでこれは決めていく話にならないので、早い時期にもう一度説明会、いよいよ提案ですってなるのではなくて、もう一度分かったこと含めて説明してもらう必要があると考えます。いかがでしょう。

○町長（岡嶋康輔君） 当然野口議員おっしゃるとおりだと思います。今後大きな方向性というところは定量的な資料として提出させていただければなと思っております。人手というところ、担い手というところでは、やっぱり町全体のこれは問題でもありますし、担当課は違いますけれども、今商工労働観光課のほうで担い手不足対応の事業として様々なことも検討させていただいておりますし、いろいろな課挙げて町内のそういった介護福祉の対応についてはこれは考えていかなければならないと思います。

以上含めまして改めてまたご説明させていただく機会は設けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○6番（野口周治君） いつ頃を想定されますか、次の説明。

○議長（木村俊広君） 今日皆から意見もらって、ある程度集約して、できた段階で日にちもらいますから、それ皆さんのほうに報告させていただきます。よろしくお願いいたします。いいですね、それで。

（「はい」の声あり）

○8番（千葉圭一君） 私のほうから、さわら福祉会の今回の招いた原因、赤字になった原因が理由が全部、さっき河野議員が言ったように、他責ばかりなのです。自責で捉えている項目って一つもないのです。自責で捉えていない部分、組織管理とか事業経営、財務管理、会計、経理、利用者サービス、職員管理等々があると思うのですけれども、そこを具体的にちゃんと課題を明確にした上で令和……あと約2年ですか、財政支援するにしても。それをただお金を流しっ放しではなくて、具体的にこういう課題があって、だからそれをさわら福祉会にこれをこういうふうに改善していく、だからよくなっていくという状況で令和9年度を迎えるのか、それともこちらから口出しが何もできないのかということをやっとまずお聞きしたいのと、それとも令和9年度の統合に向けていくのであれば、その間の計画、具体的にこういうふうに進めていって、結局これだけの赤字になる、これ

だけの投資が必要だ、補助が必要だ。それ以降の分、中期計画、これが黒字にならないで、またずっとずるずる、ずるずる統合しても赤字になるような計画ではまずいと思うのです。だから、その中期計画も含めてきちんと数字を出していただかないとちょっと判断しにくいかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。そのほうの資料を用意していただければと思います。お願いします。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

今町のほうから口を出せないのかという部分に関しては、シャリテさん側のほうも経営のほうに苦しいということであちのほうに財政支援していただきたいということです。当然うちのほうからもしかるべき対応等はさせていただきたいと思っています。

2点目の令和9年度までの計画について、そして中期的な部分とか、それからこれからの部分、そういう部分につきましては、先ほど冒頭で町長のほうから説明ありました経営診断等も実施するというので、これは町のほうではなくて、外部からいろんな部分でコンサルタント的な部分も含めて考えておりますので、そういう部分も実施していきたいと考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） まず、急にここのところのさわら福祉会、この記事と資料と議事録が配付されているのですが、これというのはどこからどういう経緯でここに来ているのだろう。というのは、知りたいことが何も書いていない資料よこされても、何なの、これと思って見ているのだけれども、まずこれどういう経緯なのだろう。

それと、シミュレーションの中で、もしシャリテさわらがなくなったらどういうことになるの。

さらに、承認している官庁があるわけでしょう。さっき萩野参事から道がどうのこうのという話があったけれども、そっちのほうの絡みでどういう関係があるのだろう。

そして、町が必ず絡まなければならないって、責任を持たなければならない問題になってくるのですか、シャリテに対して。社会福祉法人の問題なのだけれども、さらに介護計画とか総合福祉計画の中で3年ごとに改定されてやっているのだけれども、その中、最近それも改定する話も言っているでしょう、しなければならないというような。だから、そういう見直しをかけなければならないということ、どういう見直しをかけていくのか、その数字的な部分も一切分からないわけです。そして、どういう位置づけになっているのか、シャリテさわらが森の町にとって。町でやるというのは分からないわけではないけれども、実際どうなのだろうかなという疑問がある。その回答を得れない限りはちょっと何で町が負担しなければならないの、社会福祉法人に対してって。ほかの法人もあるわけですから、今後それに対して支援していくのかという前例にもなってくるわけです。だから、そういうことも含めて考えてもらわないとならないと思うのだけれども、どうなのでしょう。

○議長（木村俊広君） まず、前段で出ている資料については、私のほうから皆さんのほうに配付をさせていただきました。というのは、坂本理事長さんのほうからいろんな資料

提供ありまして、これ皆さんで情報共有してもらったほうがいいなということで、事務局のほうにコピーかけてもらって、皆さんのほうに配付をさせていただきました。

残りについては萩野参事。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

先ほどシャリテさわらの位置づけという部分だと思うのですが、介護保険事業計画的には実際に町にある介護施設の部分、あと利用者の部分、そういう部分をトータル的に計算して保険料等も出しておりますので、仮にシャリテさわらさんがなくなったとか、あと統合するといった場合には当然そこには見込み量とかの変化が生じますので、それに対してのサービス量、サービスに対する金額というのも変化してきます。そういう部分も含めて、先ほど私ご説明したとおり、北海道のほうに一度そういう変化のかかった部分を意見を出して、北海道から意見をもらうという、法律上ルールとなっています。ですので、町のほうでこういう形で変更したいとかという勝手なちょっと判断ができなくて、北海道のほうに意見をいただくという形ですので、まずは今の現状も含めて、シャリテの森のほうも休止していますし、今年度、介護保険事業計画9期ですけれども、初年度目になっていますので、まずは初年度はそのまま動かしてくださいというのは北海道のほうから指摘は受けています。ただ、来年度以降は実際変化がかかる年になりますので、そういう部分は北海道に必ず報告して、それに対する北海道として意見をするという形になっております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 様々な意見ありましたけれども、次回さらにそれをまた煮詰めた形で皆さんのほうに示していくという形でどうですか。もう時間。

（「あと、時間の関係があつて、後で一応……」の声あり）

○13番（松田兼宗君） 資料的なことは、後で文書なりで出したほうがいいのでしょうか。何かこの場で言うと、あれもこれもって言っても多分あれだと思うので、具体的にこういう資料ないかとかというのを出示してもらわないと、必要な資料というのは、先ほど言ったように、こんな資料もらったって仕方ないと思っている部分があるものだから、それ後で提出するという形でいいですか。事務局でも通して……

○議長（木村俊広君） それぞれそういった部分があれば、そういう形で議会のほうで、私のほうで受けて、また改めて町側に提出するという形でやりますけれども、そのほかにも今十分意見出していたので、それはそれで受けてもらえばいいと思います。

○13番（松田兼宗君） そして、もう一点、前やったときに、8月21日なのです、そういう話が最初出てきたのは。それが3か月たっているのです。3か月何をやっていたのというふうに思っている部分があるので、早急に、相手があることだから、そういう資料が何も出て来ていないからこういうことになっているのだろうけれども、時間ない中でいろんな問題が起きた場合にあと困る部分があると思うので、できるだけ早めに対応していただきたいと思いますので、その辺よろしくをお願いします。

○議長（木村俊広君） 3か月の間は、自主再建できないかということでもがいていたと

いうことで理解してもらえればいいと思います。そういうことです。

皆さんのほうからも大分意見出たので、その辺十分検討してもらって、また次の回をすぐ早急に設けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、社会福祉法人さわら、シャリテからの要望書についてを終わります。

国保病院のほうから追加のいろいろお話ありました。説明のほう、柏渕総括監からでよろしいですか。

(何事か言う者あり)

○議長（木村俊広君） 町長、時間大丈夫ですか。

(「大丈夫です」の声あり)

○議長（木村俊広君） 先ほどいろいろと話あった件なのですが、口頭で今説明できる部分は口頭で今説明するというので、今できない部分は後日またペーパーなりで資料説明するというので。

○国保病院事務長（千葉正一君） 大変申し訳ございません。先ほど後日資料提出すると答弁しましたが、その件について若干今回説明させていただきます。

まず、10万円の手当の支給、一律はどうしてなのかというご質問については、あくまでも業務に携わる薬剤師の手当と考えておりますので、職域といいますか、にかかわらず一律10万円の支給と考えております。

あと、薬を管理するので、その管理に対する何か手当とかは考えていないのかという件につきましては、薬局長になりますと管理職になります。イコール管理職手当が支給されるような形になりますので、そちらでの対応と考えております。

あと、給与と手当の兼ね合いについてであります。退職後の年金の支給等の影響とかはないのかというご質問については、影響がないと思われます。

あと、今後の対応についてであります。今回薬剤師手当を認めてもらいまして、今後募集はかけていくことになります。ただ、今回の薬剤師手当の支給をしても実際採用になるかどうか分からないのが現状であります。その辺につきましては、仮に採用がなかなか難しい状況が続きましたら、手当の増額をまたするのか、それとも先ほどご指摘あったように、給料表の抜本的見直しをしなければならないのか、そのときについてまた再考慮が必要かと思っております。

あと、薬剤師の以前の横領の件であります。まず、請求額については8,100万ほどであります。それに対してご本人の財産等の弁済額は6,700万、残額については1,400万程度となっております。この1,400万につきましては、町の弁護士さんを通して令和4年7月から給与から一部を差押えて、現在に至っております。今後も継続されると思います。

また、給与の差押えの弁済だけで残額について全部返済できるのかというご質問につきましては、年齢等も考慮すると今現在では給与の差押額の金額だけでの全額清算は難しいかなと現時点では思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） まだほかにもあったと思いますけれども、ほかの部分はまた改めてということ。

○総務課長（濱野尚史君） 先ほど医療職給料表の2と比較した場合の、その金額について資料が後ほどということであれしていましたので、それについては今担当係のほうで今の現行の給料と医療職2を適用したときにどれくらいの差があるのかというところについては、先ほどの表の右側に医療職の2を適用した場合のモデルケースをつくらせてもらいます。それ今日終わるまでにはちょっと作成できなかったものですから、本会議までにはお作りして、当日までに配付させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で町側の議題を終わります。

説明員の方は退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、議会側の議題に入ります。

1、森町議会の情報通信機器の貸与及び運用基準案についてを議題とします。

関次長、説明願います。

○議会事務局次長（関 孝憲君） それでは、事前にお配りしました基準案を基に説明したいと思います。

まず、この基準案につきましては、議員用タブレットの貸与に当たって必要となるもので、私のほうで全国の先進議会を参考に森町議会になじむように作成した案となっております。まず、第1条です。趣旨、機器の貸与、運用に当たって必要な事項を定めるものとしております。

第2条、定義に入ります。現在のところ必要となる会議の種類及び情報通信機器について定義しているところです。情報機器、通信機器につきましては、貸与されている機器が議員側と町側、異なることから、情報通信機器と包括できるように定義したものとなっております。

第3号以降には、今後システム等導入されれば、その定義が必要になることになろうかと思っているところです。

第3条です。情報通信機器の使用についてです。本会議や委員会室などでの情報通信機器の使用について制限するものとしています。情報通信機器の利用については、議長ないし会議の長に許可を求め、あらかじめ貸与されている機器につきましては許可は不要と当たっているところでございます。

第4条です。タブレット端末の貸与です。あくまでも議長から貸与されるものであって、他人への貸与、譲渡の禁止、議員資格がなくなった場合の返却、紛失の際の届出等を定めているものとしております。

第5条、管理についてです。タブレット端末の管理を事務局が行い、適切な管理を行え

るよううたっているところとなっております。

続きまして、第6条です。タブレット端末の取扱いについて記載しているところです。パスワードの管理の徹底と不要なソフトの制限をうたっているものとしています。

続きまして、第7条です。遵守事項になりますけれども、実際の使用する上での基本的な遵守事項を記載しているところです。

また、第4号についてですけれども、故意、過失問わずなのですが、不要なアプリの削除等は正措置を記載しているところとしています。

第8条については、賠償の義務、タブレット端末の破損、故障についての取扱いを記載しているところとしています。

続きまして、第9条です。禁止事項、本体の改造、OSのアップデートの制限、動画の視聴などの制限を記載しております。OSのアップデートにつきましては、現在のところシステムは入っていないところなのですが、入れる際に、iOSって結構大規模な改修が行われて、不具合が多い時期があったりしますので、あくまでも事務局の指示によってOSのアップデートをやってほしいといった趣旨でございます。

続きまして、第10条です。会議中における禁止事項です。会議中での許可のない使用の制限、音声や外部発信の禁止、許可のない録音、撮影などの禁止などを記載しているところでございます。

続きまして、第11条になります。違反者に対する措置としてなのですが、議長ないし会議の長が会議の秩序を保つために使用停止、返却命令ができるよう記載しているところとなっております。

12条についてです。通知等の取扱いですが、議員間、議員さんと事務局の間での文書の取扱いについて記載させていただきました。

13条についてです。そのほかこの基準について疑義が生じた場合の措置を記載しているところです。

拙速ではありましたが、この基準案について本会議ないし委員会の規律を保つために基本的な事項は網羅していると思っておりますが、このほか追記、特記事項あれば今週末、議会改革運営委員会等もありますので、今週中に事務局にお知らせ願えれば思っているところです。

説明は以上でございます。

○議長（木村俊広君） ただいま説明がございました。情報通信機器の貸与及び運用基準ということです。ほかの自治体の運用状況見ながらの運用基準ということでございますので、特に問題はないと思いますけれども、初めてのことでありますので、運用しながら後日不都合が出れば、またそのときに改正するという形でいいかなと思うのですけれども、特別これはちょっと駄目だなとかというものがあるとしたら、それは先ほど言ったとおり、関次長のほうに早めに申出をしていただいて、また皆さんでちょっと検討してもらおうという、そういう方法でやりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

この件については、これでよろしいですね。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） それでは次に、その他に入ります。

皆様から何かございますか。

○広報広聴常任委員長（斉藤優香君） 今関次長からプリントが配られると思うのですが、先日11月の議会カフェに寄せられた意見の集約したものです。その中で森高校生と話す機会がありまして、その後教頭先生のほうとお話したときに、高校生からは私たちの意見が言える場とか意見を聞いてもらいたいというお話が出たということをお話したら、教頭先生から授業としてカリキュラムを組むことができるって言われました。それは、来年の2月までに申請というか、要請があれば授業の中に組み込まれるので、もしそのお気持ちがあるのであればそれまでに決めていただきたいというお話いただいたので、この場を借りてちょっと皆様のご意見というか、それを進めていっていいかというのを含めまして、皆様のご意見お願いしたいと思いました。よろしくお願いします。

○議長（木村俊広君） ただいま委員長のほうから森高校のほうとジョイントした、そういう授業、カリキュラムとして取り組んでいく、よそではそういうこともやっていると。森町議会としてもどうですかという、そういう話なのですが、2月ぐらいまでにはその方向性を出していかなければならないということなので、皆さんのほうからご意見伺いたいと思います。

ご意見お持ちの方。

○8番（千葉圭一君） 地域課題改善についての授業のカリキュラムについては、私は賛成しています。以前に民生文教常任委員会で教育長に話したとおりです、私の意見としては、ただ、それが議会が絡むのかどうかという問題になると、そこはちょっとまた違う視点で見ていかないと、地域課題が一方的になってしまう可能性があるのも、もうちょっと大きな視野でいろんな人を交えながら授業のカリキュラムに取り組む必要があるのかなと。要は議会だけでやるというのだったら、議会で作るというのであったら、議会改革の中に私提言しましたがけれども、議会、高校生の、何て言うのでしたっけ、あれ。

○議長（木村俊広君） 模擬的なという……

○8番（千葉圭一君） そうそう。それで、生徒から、町長とか副町長とか議員も一緒にいて、地域課題についての一般質問するとか意見を言うとかというような、そんな議会改革の中に取り入れるのだったら分かりますけれども、授業としてやるのだったら議会だけでは足りないような気がするのですけれどもというのが私の意見です。

以上です。

○議長（木村俊広君） 取りあえずやる、やりたいということなのですね。

○8番（千葉圭一君） はい、授業のカリキュラムはオーケーです。

○議長（木村俊広君） それはオーケーということですね。

○8番（千葉圭一君） オーケーです。

○議長（木村俊広君） 中身についてはこれからいろいろ学校とかもそれはもんでいかなければならない話なので、反対だと、これはやるべきではないという意見があれば受けたいと思いますけれども、どうですか。みんなやるという方向には賛成という形でよろしいですか。

○13番（松田兼宗君） イメージが湧かないのだけれども、授業のカリキュラムの中に組み込むというのはどういう形でやるのだろう。意見交換会をやるということなのでしょう。

○議長（木村俊広君） 授業として時間ちゃんと取らなければならないから、子供たちの要するに時間割の問題があるから、だからちゃんと組み込んでやらないと学校の行事としてやれないという、そういう話だと思うのです。

○広報広聴常任委員長（斉藤優香君） 学校自体に地域の課題に対する授業があるのです。その中の一環として議会がというのか、もっと大きくなるのか分かりませんが、升を持てるか持たないかということなのです。地域課題解決のためにというわけではなくて、森高自体にそれがあるので、その中に一部として、一部というか、それだったらできますよという話だったのです。分かりますか。

○議長（木村俊広君） 行政とか議会に対して知識をちょっと深めてもらうとか、自分たちの意見言ったらどういうふうに反映されるのかとか、そういうことが分からない部分があるから、そういう形でディスカッションできればいいなという、そういう話だと思うのだけれども、それが例えば議会なのか行政なのか、そのところもぼやっとしている話なのだけれども、取りあえずはそういう時間設けてやってみようかという、そういう話なのだけれども、中身についてはもっともっと煮詰める必要あると思うのだけれども。

（「これ教頭から出ているけども、これ生徒からの要望か。どうなの」
の声あり）

○広報広聴常任委員長（斉藤優香君） 議会カフェのときに高校生とちょっと意見交換しているときに、高校生でブースを持っていて、そのとき。高校生と意見を交換しているときに教頭先生もいらっしゃったので、今こういう意見が出たのですけれども、何かこういう意見を高校生が私たちに伝えたり、交換ができるような場って持てますかねということを持ちかけたら、こういうのを持っています、高校自体がそういう授業を持っているので、それに参加していただければ、参加というか、そこでできますという話だったので、では議会に持ち帰って皆さんに聞いてみて、2月までに対応したいなと思いますというお話をしました。

○8番（千葉圭一君） 文科省で高校生、高校に対してそういったSTEAM教育というのが今浸透されていて、その中の地域課題を見つけて、自分たちの意見を言って、それを町が取り入れたりなんかするというような、そんな仕組みを今つくろうとしているのです。ただ、それは森高でも当然その授業があるわけです、そういう課題が。ただ、森高の生徒の中でそのカリキュラムの地域課題を見つける中で議会の私たちからもぜひ意見を聞きたいという要望があるのであればこういう意見交換も必要かもしれませんけれども、ないの

にこちらから高校生の皆さんの意見を聞きたいといってもなかなか出てこないような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（木村俊広君） 取りあえず向こうから出てきている話なので、こっちとしてはそういうこまを設けてもらうのは全然構いませんよと。その中身については高校生、生徒が自主的に問題視している部分で、それをどうやって解決していくのかというのを議会として、あるいは多分議会も行政も一緒にだんごにして考えていると思うから、その辺のことも話が出てきた段階でこっちのほうで対応してあげればいいかなと思うので、まずは進めるという形で返事返してもよろしいですか。どういう形になるかちょっと分からないのだけれども。

（「それはいいと思います」の声あり）

○議長（木村俊広君） では、そういうことで学校のほうと連絡取ってもらえればと。

○9番（佐々木 修君） 議員会のほうです。先日三役会議をちょっと開かせていただいて、今年の暮れの忘年会をどうするかということで協議させていただきました。その中で、今年はお酒を飲む宴会は控えようというふうになりました。それで、ではどうするかということですが、昨年、あるいは一昨年もオードブルを皆さんに配りました。その方式で今年も実施したいということにしました。それで、日にちです。日にちは12月20金曜日と。本当は土曜日がいいのかなと思うけれども、事務局が止まっているので、前日の12月20日をめどにしたいと、こう思っております。時間は4時とか4時半とか、そのくらいまでに取りに来ていただくと、事務局に。

（「20日に配る」の声あり）

○9番（佐々木 修君） ええ。

（「途中でいいですか、すみません。私抗がん剤というか、注射打つ、病院に朝から行かなくちゃならないんで、取りには行けないです」
の声あり）

○9番（佐々木 修君） 分かりました。それは、家が留守になるということですか。

（「はい」の声あり）

○9番（佐々木 修君） 夜もないのですか。

（「はい。打った後の車の長距離の運転というのはできる限り控えているんで、娘たちがいる函館のアパートに泊まっている。落ち着いてからこっちに帰ってくるというのを続けている。21日でよければといっても休みでしょう」の声あり）

○9番（佐々木 修君） いや、それ……

（「でも、一人でオードブル食べ切れないんじゃないですか。例えば…」の声あり）

○9番（佐々木 修君） 具体的に個別に相談します。

○議長（木村俊広君） そういうことでお願いします。

（「同じ金額のお米券とか」の声あり）

○2番（河野文彦君）　そもそも今年もオードブルにしようということは今伺ったのですけれども、なぜオードブルなのか。要は忘年会というものは普段なかなか話せないことも話が進んだりという形で、結構コミュニケーションにはすごく有効な場だと僕は思っているのだけれども、今までもずっとやってきたし、ただコロナという状況下の中で控えてきたのですけれども、コロナもある程度収まって、ほかの団体でもコロナだからやりませんという理由で大分なくなりました。そういった中で今年もやらないに至った理由があるのであれば教えてもらいたいと思います。

○9番（佐々木　修君）　実はいろんなこと考えると、町場の飲食店のことも考えたりすると、そういうことも必要だなという気持ちは常に持っています。ただ、今回同僚議員が逝去されたこともあったのと、もう一点は健康上お酒を飲む状況ではちょっと控えたいなという方がいるようで、その辺を含めて今回控えようという部分になりました。

以上です。

○議長（木村俊広君）　そしたら、取りあえず20日に4時ぐらいに事務局に取りに来てもらうと。個別にご事情がある方はまた別途相談してもらうという形でよろしいですね。

（「異議なし」の声多数あり）

○1番（伊藤　昇君）　前パターンありましたよね、お店のパターンが。それというのは、今回はどうなるのでしょうか。

○9番（佐々木　修君）　それも日常の町場の営業状況を判断しながら、あるいは昨年までの取引した部分と新たな部分も考慮しながら、複数の施設からお願いしたいなど。それから、問合せしてみたら、今はそこには手出していませんと辞退する施設が増えてきているという部分もありまして、思うほど幅広くというわけにいかなくなっているというのが実態です。そこで、それなりの施設複数からピックアップして、考えたいと思っています。

○議長（木村俊広君）　後ほど交渉した中で皆さんのほうに改めて要望を聞くという形になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。よろしいですね。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　それであと、事務局からお願いします。

○議会事務局長（小田桐克幸君）　事務局からお知らせです。

　今皆さん一緒に使っているラインワークスの機能なのですが、一部議員からちょっと発信した覚えがないということで……

（何事か言う者あり）

○議会事務局長（小田桐克幸君）　副議長からそういう話があって、この原因、関次長もちょっと専門家に近いので、いろいろ調べていくと、副議長の携帯の機能に自動返信機能というのが、自動変換ではなくて、自動返信、これが何らかのタイミングが重なったときにそれが発動して、発信するような、これしか考えられないねということで、その機能を

一応オフにしてもらっております。今までのこともありますので、これで一応原因がある程度分かったということでお知らせをするとともに、大丈夫だとは思いますが、こういうことがあったというのをお知らせをしたいと思います。

それと最後、いいですか、続けざまに。

○議長（木村俊広君） はい。

○議会事務局長（小田桐克幸君） 一応あした13時30分から複合施設整備に関する調査特別委員会、お昼からの開催になりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかに皆さんのほうからありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、以上をもちまして本日の議題の審議等は全て終わりました。

本日の全員協議会はこれで終了します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 0時46分